

平成18年第1回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成18年3月10日（金曜日）

議事日程（第6号）

平成18年3月10日（金）午前10時00分開議

第1 一般質問

第2 （総務文教常任委員会に付託した件）

議案第1号、議案第34号及び議案第35号、議案第43号、議案第49号、議案第52号から議案第55号まで

（厚生常任委員会に付託した件）

議案第44号から議案第46号まで、議案第51号、議案第56号

（建設常任委員会に付託した件）

議案第28号、議案第47号及び議案第48号、議案第50号、議案第57号

第3 発議案第1号

第4 議案第78号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（57名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	白杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	白木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	17番	小杉邦男君
18番	池田寅一君	19番	大桃一浩君
20番	中川隆一君	21番	欠員
22番	岩崎隆寿君	23番	高野庄嗣君
24番	欠員	25番	中村良夫君
26番	石塚一雄君	27番	若林直樹君
28番	田中文夫君	29番	金子健治君
30番	村川四郎君	31番	高野正道君
32番	名畑清一君	33番	志和正敏君

34番	金山教勇君	35番	白木善祥君
36番	渡邊庚二君	37番	佐藤孝君
38番	金光英晴君	39番	葛西博之君
40番	猪股文彦君	41番	川上龍一君
42番	本間千佳子君	43番	大場慶親君
44番	金子克己君	45番	大本間武雄君
46番	根岸勇雄君	47番	牧野秀夫君
48番	近藤和義君	49番	熊谷夫実君
50番	本間勇作君	51番	祝優雄君
52番	兵庫稔君	53番	梅澤雅廣君
54番	竹内道廣君	55番	渡部幹雄君
56番	大澤祐治郎君	57番	肥田利夫君
58番	加賀博昭君	59番	岩野一則君
60番	浜口鶴藏君		

欠席議員（1名）

16番 末武栄子君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	助役	大竹幸一君
助役	親松東一君	総務課長	大齋藤英夫君
財政課長	浅井賀康君	市民課長	青木典茂君
企画情報課長	中川義弘君	社会福祉課長	熊谷英男君
環境保健課長	大川剛史君	医療課長	木村和彦君
農林水産課長	児玉剛君	観光商工課長	市川求君
建設課長	佐藤一富君	水道課長	田畑孝雄君
会計課長	粕谷達男君	選挙・監査事務局長	菊地賢一君
農業委員会会長	永井忠昭君	農業委員会事務局局長	渡辺兵三郎君
教育長	石瀬佳弘君	教育委員長	豊原久夫君
教育委員会教育長	鹿野一雄君	教育委員会学習課長	坂本孝明君
選挙管理委員会	林千隆君	消防長	加藤侑作君

両津支所長	末	武	正	義	君	相川支所長	大	平	三	夫	君
佐和田支所長	清	水	紀	治	君	新穂支所長	齋	藤		正	君
畑野支所長	荒		芳	信	君	真野支所長	山	本	真	澄	君
小木支所長	斉	藤		博	君	羽茂支所長	古	田	英	明	君
赤泊支所長	渡	辺	邦	生	君						

事務局職員出席者

事務局長	佐々木			均	君	事務局次長	山	田	富	巳	夫	君
議事係長	中	川	雅	史	君	議事係	松	塚	洋	樹		君

午前10時00分 開議

○議長（浜口鶴蔵君） おはようございます。ただいまの出席議員55名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（浜口鶴蔵君） これより一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔にお願いいたします。

順位に従いまして、中村良夫君の一般質問を許します。

中村良夫君。

〔25番 中村良夫君登壇〕

○25番（中村良夫君） おはようございます。中村良夫です。早速一般質問を始めますので、よろしくお願いいたします。

一つ目に、国保行政について。国民健康保険証・取り上げについてです。保険税の引き下げは、議員初め委員会、議会の奮闘で昨年引き下げられました。基本的には、払いたいけれども、払えない。払えるような保険税に引き続き改善する必要があります。

さて、厚生労働省の調査では、国民健康保険の保険税、料と言ったりしますけれども、以下保険税と言います。保険税を支払えない世帯が全国で470万世帯、国保に加入している全世帯の18.9%を占めています。1年前に比べて約9万世帯ふえています。そのうち資格証明書、短期保険証の発行で保険証を取り上げた世帯は約140万世帯にもなって、過去最高で異常な事態となっています。このことは、新聞で読まれた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

そこで、第1の質問は、2月現在佐渡市でも179世帯資格証明書、そして290世帯に短期保険証が発行されております。正規の保険証を結果的には取り上げた世帯は、合計で469世帯にもなっています。資格証明書や短期保険証交付は、社会保障及び国民保健の向上に寄与するとして国保法第1条にも反するものであって、保険税を払えない加入者への制裁措置と言えると考えます。また、国保法第36条は、加入者に対して同様の給付を行うと規定しています。療養という現物給付を法の本旨としています。しかし、資格証明書を発行された加入者は、医療機関の窓口で一たん医療費の全額を支払わなければならない、国保法の原則に反するものであります。したがって、医療権を奪う滞納者への資格証明書、短期保険証発行をやめるべきで、正規の保険証を交付すべきと考えますが、どうでしょうか。

質問の第2は、加入者が保険税を1年以上納付できずにいると資格証明書の発行対象とされます。しかし、その際にも行政手続法に基づき、特別の事情に当てはまらないかなど弁明の機会が保障されなければなりません。佐渡市では滞納と資格証明書交付などの流れについて、どのように対応されているのかどうか、伺います。

質問の第3は、手元に現金がなく、専門の知識もない加入者にとって、支所あるいは本庁の窓口に行きまして相談するということは、とても勇気が要ることです。本来ならば保険税を払えずにいる加入者に対して、佐渡市側から相談に足を運びまして、加入者の実態に即した対応を行うべきだと考えますが、実際のところどうなっているのでしょうか。加入者がぐあいの悪い体を推して相談に行ったが、滞納分の

1割、そして2割をまず払ってくださいと、あるいはこのままでは資格証明書を発行するよと、本来ならば資格証明書だけでも、何カ月後に税を払うのであれば短期保険証を交付するとか、加入者は窓口にはもう行きたくないとあきらめてしまう人も少なくないのではないのでしょうか。また、減免申請をしようとしても、申請書すら窓口に置かず、門前払いをされるケースも多くあるのではないのでしょうか。職員の方々は、一生懸命仕事をされていると思いますけれども、きめ細かい対応ができない。徴収率が下がれば自分の仕事などに影響するといった国保にかかわる職員の劣悪な労働条件があるのではないのでしょうか。どうでしょうか。

質問の第4は、国民健康保険運営協議会について。国保の健全な運営を行うために、佐渡市には国保運営協議会の設置が定められています。本来国保運営協議会の任務は、加入者の立場に立って、高過ぎる保険税をどう改善していくか、市民の健康で文化的な生活をどう保障していくかを検討し、推進していくことですが、実際どうなっているのでしょうか。

質問の第5は、減免制度について。低所得者が多いことから、国保には保険税の減免制度があります。減免には、国の基準で減免を行う法定減額制度と自治体の条例で行う申請減免の二つがあります。法定減免制度に基づき、佐渡市はみずからの減免の対象となる加入者を探して法的措置を施す必要がありますが、実際にはどうなっているのでしょうか。申請減免は、法定減免には当てはまらない加入者に対して、自治体が条例をつくりまして、独自に運営をする制度ですが、佐渡市では実際のところどうなっているのでしょうか。

質問の第6は、窓口一部負担金減免制度について。国民健康保険の医療費一部負担金の減免制度は、病院で治療を受けたときに窓口で支払う医療費が減免されたり徴収猶予される制度であります。国民健康保険法第44条で明記されまして、世帯主が失業など特別の理由があるときに適用されますが、佐渡市では実際のところどうなっているのでしょうか、伺います。

二つ目に、地域防災対策について。佐渡市と市民の協働による予防防災について。予防防災として、質問、提案という形で急いで話をします。災害時、被災自治体は、最前線の応急対応対策に忙殺される中で被害が一層拡大し、生活再建や地域の復旧が長期化する状況にあります。防災対策において、応急対策の充実を図ることはもちろん重要であります。何よりも災害を大規模化させぬための予防防災を佐渡市と市民、企業も含めますけれども、ふだんから協働して取り組むことが必要であると考えます。

そこで、質問の第1は地域ハザードマップ、災害予測図のことですけれども、そういう図を作成と市民への配布、災害危険情報の共有化についてですが、防災対策の根本的課題として、佐渡市と市民が地域の災害危険について共通認識を持っていない状況なのではないのでしょうか。地域のどこにどのような災害危険があるのかという基本情報は、何をすべきかを検討して、計画あるいは対策を講じる上の前提であります。こうした情報は、具体的で詳細な危険性を明らかにした災害予測図として、例えば地震災害危険地図、またはがけ土砂崩壊危険地図などとして作成するのが有効であります。佐渡市が専門家の協力を得まして、科学的な調査を通じて整理し、公表することによって佐渡市と市民が共有でき、参加と連携の条件が生まれると考えますが、どうでしょうか。

質問の第2は、地域社会における市民参加の防災まちづくり事業の推進についてであります。地域社会の防災対策は、市民自身が地域で協働して取り組むべき事項は少なくない。地域全体が災害に巻き込まれ

るような大規模災害への対応は、地域社会が自発的に防災活動に取り組むことが欠かせず、佐渡市はこれへの支援事業、例えば市民参加の防災まちづくりの事業などを準備し、協働して推進していくことが欠かせません。こうした地域住民の自主、連帯の防災まちづくりを醸成していくために、市民防災学習の場の設置、そして市民版地区防災診断地図づくりなどへの支援、そしてこれらを円滑に進めるための専門家の派遣などが必要であると考えますが、どうでしょうか。

質問の第3は、公共施設と住宅の耐震化促進への支援についてであります。防災対策の基本である被害最小化のためには、学校、そして公共建築物、道路、堤防など土木施設の耐震性を向上させること、そして住宅の安全を図っていくことが重要になります。特に震災対策は、市民の生命と財産の保護に直結する木造住宅の耐震性の確保は必須の対策であります。佐渡市は、みずから管理する施設の耐震性を調査しまして、安全化を計画的に進めると同時に、民間木造住宅などの耐震診断への支援及び耐震改修計画の作成と耐震補強工事への補助制度を準備して、市民と連携して市街地の安全化を推進する必要があります。これには先進自治体の事業を研究し、効果的な制度を整備することが重要であると考えますが、どうでしょうか。

質問の第4は、職員の災害時における緊急対策、状況判断訓練の実施についてであります。災害時、混乱した状況下で迅速に措置判断をし、ふだんと異なる業務をしなければなりません。こうした業務能力を少しでも向上させるには、ふだんから実際的な訓練を通じて習熟する以外にありません。特に対処判断が求められる管理職員や対策本部事務要員にはさまざまな災害場面を想定したロールプレイング、図上訓練ですか、これを積み重ねて能力の向上を図ることが欠かせません。そのために、専門家機関などの指導を得まして、繰り返し実施することが重要になっていると考えますが、見解を伺います。

三つ目に、有事法制「国民保護法」について。国民保護計画の策定についてですが、政府は有事法制について、日本がどこかの国から武力攻撃を受けた場合に、日本国民を保護するための法律だと説明しています。しかし、有事法制をめぐる国会審議の中で、政府は日本有事のどのような可能性があるのかについて追及を受けましたが、具体的な事例を示すことはできませんでした。実際小泉内閣が策定した防衛計画の大綱では、見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断されるとしています。これまで低かった日本の侵略の可能性がさらに低下しているのに、有事法制の具体化が進められているということは、有事法制、国民保護計画は日本を守るのでも国民を保護するものでもなく、イラク戦争のようなアメリカの行う戦争に国民、そして地方自治体、民間を強制的に動員するものであることは明らかです。日米安保条約をもとにしたアメリカ一国との軍事協力の強化こそが日本有事を現実のものにしかねない最大の脅威であります。日米戦争協力の道を断ち切ることが国民保護にとって最大の保障になります。

今日本にとって必要なことは、有事法制の制定や具体化という軍事的な対応でアジアの緊張を激化させることでなく、有事を起こさせない平和外交の努力こそが重要であります。そこで質問の第1は、武力攻撃事態対処法第7条では地方公共団体の役割に関して、国の方針に基づく措置の実施、その他適切な役割を担うとしていますが、これは地方公共団体が独自の判断で実施する措置があり得ること、つまり対案はこれまでの災害対策基本法に基づく地域防災計画で対応するという立場をとることも可能だと考えますが、どうでしょうか。

さらに、ジュネーブ条約第1追加議定書第9条に基づく無防備地区宣言を行うなどの対応がありますが、どうでしょうか。

質問の第2は、政府は有事と災害の国民保護、救援計画の相違点は何かとの質問に対して、災害は地方が主導するのに対して有事法制は国が主導すると説明しています。つまり有事法制に基づく国民保護や避難の計画は、米軍や自衛隊が主導するものであり、住民保護よりは軍隊の軍事行動を優先することになるのではないのでしょうか。国が都道府県国民保護計画の作成に資することを目的に、全国9カ所で開く国民保護ブロック会議のトップに、昨年ですか、5月に京都市で開催された近畿地区国民保護ブロック会議では、参加者から、仮に武力攻撃が発生した場合、侵害排除のための米軍や自衛隊の軍事行動が優先されるのか、国民の避難や救援が優先されるのかの質問にケース・バイ・ケースと、調整中とのことでした。これでは佐渡市での保護計画などつukれないと考えますが、佐渡市の国民保護計画は住民保護を最優先するというを言い切れるのかどうか、見解を伺います。

質問の第3は、米軍の軍事行動や自衛隊の支援行動が明確でない状況のもとで、戦争時の国民保護計画、避難計画をつくれといっても架空の計画にならざるを得ないと考えるものでありますが、見解を伺いたいと思います。

質問の最後は、住民の声を大切に市政について。地域審議会や住民参加について。質問の第1は、佐渡市は市民に約束した新市建設計画の見直しを進めている。しかし、見直しには市民の声が反映されていない。住民参加の市政をと設置した地域審議会にさえ意見を聞いていない。昨年の地域審議会は、合同開催で1回だけであった。委員からはこういった声が出ています。建設計画の見直し、変更した案に我々の意見はどこまで反映されるのか、また変更後見直しがきかないのなら審議しても意味がないといった不満や、佐渡市はお金がないのはわかるが、何を削って何を優先するのか、計画を示せと、また審議会の声が新しい計画に反映されるようにしてほしいなどの要望が寄せられています。そこで、佐渡市はもっと広く市民の意見を聞いて、新市建設計画に反映させることが必要でないかと考えますが、どうでしょうか。

質問の第2は、そのためにはもっと情報を公開し、市民の意見に耳を傾けるべきではないかと考えるものでありますが、この点で見解を伺い、以上で第1回目の質問終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。それでは、中村議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

最初に、国保行政についてお問い合わせがありました。国民健康保険事業において、被保険者間の負担の公平を図るために、特別の事情がないのに国民健康保険税を滞納している世帯主に対し、国民健康保険被保険者証、いわゆる一般証の交付にかえて有効期間の短い短期被保険者証もしくは医療費が全額負担となる資格証明書を交付するものであります。これによって滞納者との接触機会を増し、納税相談及び納付勧奨を行い、収納率の向上とともに未納者の解消を図るものでありますが、十分意を用い、お話を伺いながらやらせていくように指示しております。

2番目に、国保税の滞納と資格証明書交付などについてでございますが、国民健康保険税の滞納者に対

して資格証明書及び短期保険証を交付する際には、まず各支所からそれぞれの対象者のリストを提出してもらい、それを本庁で取りまとめて対象者へ納税相談を行う旨の通知を発送いたします。その後、通知に基づき各支所で納税相談を行い、その結果を本庁へ報告してもらいます。その納税相談の内容により各証を交付するものであります。そういう意味で、十分に対象者にご説明を行っているというふうに判断しております。

3番目は、窓口対応についてお問い合わせがありました。滞納者が窓口を訪れた場合の対応につきましては、必ず国保の資格担当者と税収の担当者の2名で対応に当たりまして、税の滞納状況や滞納処分の説明を行い、滞納状況が改善されるように相談を行っております。これにつきましては、今出向くべきであるとか、門前払いがあるとかいろいろお話ありましたが、効率的な作業を行う意味で、おいでいただくことが非常に大事だと思いますし、しかしながら対象者にきっちりとしたご説明はするようにいたします。

4番目に、国民健康保険運営協議会についてお問い合わせがありました。これにつきましては、当該事業の運営に関する重要事項を審議するものでありまして、佐渡市においても委員は18名で構成し、年2回、7月と2月に開催されております。保険税等について審議を行っているところであります。

5番目に、法定減額制度、申請減免制度、この二つについてお問い合わせがありました。この法定減額制度、いわゆる保険税軽減については、税の負担が困難な低所得被保険者層について、保険税のうち応益部分に当たる被保険者均等割額と世帯別平等割額をそれぞれ軽減する制度で、対象世帯の認定減額割合は賦課期日現在ということで行っているところであります。また、申請減免制度につきましては自治体が運営する制度であります。現在の納税義務を消滅させるもので、前述した低所得者に対する減額賦課とは異なるものでありまして、佐渡市国民健康保険税条例で規定されていることはご存じのとおりでございます。対象者につきましては、当該年において、所得が皆無となったため、生活が著しく困難になった者等のうち減免の必要があると認められた者を行うというふうになっております。

それから、6番目に窓口の一部負担金減免制度についてお問い合わせがありました。窓口一部負担金減免制度につきましては、療養の給付を受ける場合の医療機関に支払う一部負担金について、減額または免除をする制度であります。一部負担金の支払い、または納付の義務を負う世帯主が、災害等の要因により生活が著しく困難となった場合におきまして、その被保険者の申請により保険者の減免を認めておるところでございます。

それから、地域防災計画についてのお問い合わせがございました。最初に、防災マップについては、本年度じゅうに作成して配布する予定にいたしております。この災害情報につきましては、危険箇所や避難所及び対応マニュアル等を掲載して、あわせて海岸線に近いところにおきましては標高の目安を表示してございます。

それから、2番目に地域社会における市民参加の防災まちづくりの事業の推進並びに3番目の公共施設と住宅の耐震化促進の支援につきましては現在進めておるところでございますが、内容につきましては本間千佳子議員にお答えした内容と全く同じお問い合わせでございますので、ご了解いただきたいと思います。

また、ロールプレイング方式による訓練は、これは図上訓練でございますが、その関係者の対応能力を高めるために非常に有効な訓練でありまして、佐渡市でも災害対策本部要員を対象に2月の24日に地震

想定の上訓練を行いました。状況判断を問われるこのような訓練というのは実動訓練と、もちろん実動訓練も大切ですが、それとあわせて必要な訓練だと、議員のおっしゃるとおりでございます。

それから、有事法制の国民保護法について、現在市の国民保護計画を策定中でございます。国民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的としていますが、この国民保護法は、議員がおっしゃるように、今までの単なる災害と違って武力攻撃事態等において国民の保護をするということでございます。武力攻撃事態の対応は、災害対策基本法とはおのずと違ったものでございまして、同じふうにはまいりません。

ジュネーブのジュネーブ条約第1追加議定書第59条というのがございますが、要するに私は無防備であるということを宣言しますと、ほかの国は攻めてこないという考え方がありますが、現実問題としてはそういうふうではないのは議員もご存じのとおりでございます。その宣言については、その考えはございません。

国民保護計画では、住民保護が最優先されるのは当然であるということと考えております。議員が言われるように、特に国が主導しているわけですが、住民保護と国を守る任務との間で、そのとき、そのときの交錯した事象をそのように国は説明しているのだというふうに思います。我々は、住民保護を第一にお願いしたいところでございますが、そこところはこれからいろいろ勉強させていただきたいというふうに思います。

次に、3番目に佐渡市の国民保護計画は架空の計画にならざるを得ないと考えるが。こういうものは、やはり何もしないでおくというのは非常に無責任ではないかと。いろんな想定される問題を、特に恐喝まがいの発言を繰り返す国が非常に近いところにあるというときに、何もしないというのは無責任ではないかというふうに考えておりますので、粛々と計画をつくり上げていきたいというふうに考えています。

地域審議会の住民参加についてでございます。住民参加については、特に新市の建設計画の見直しが行われました。それについて、地域審議会に諮らなかつたということでございます。当初、新市の建設計画、お諮りはしたのですが、この地域審議会、ご存じのように合併協議の中で住民の皆さん方の声を各地域の議会や執行部がそれを受けとめて出したものでありまして、本来であればそれを最初からもう一回ということになる可能性もあるのですが、ところが合併のちょうど間際に各市町村がそれぞれに希望的要望をたくさん出したということもありまして、これにつきましては整理させていただいて、財政問題もありまして見直しをせざるを得ないということでございます。特に最初の計画につきましては、例えばよく言われるのですが、図書館を六つつくろうとか、そういうこともありまして、最初の年に皆さんにお示しましたが、今までの建設計画をそのまま計画としてやってほしいという意見が非常に強うございました。しかしながら、整理、精査いたす中で、これは余りにも佐渡市にはなじみづらいということございまして、今回は議会にまずご説明して、議会は当然市民の代表としての存在があるわけでございますから、その後各審議会にも示すということを昨年合同会議でご説明したところでございます。

審議会のあり方につきまして、いろんなご議論もございまして、これから各地域の審議会と話し合いをしながら、地域の持っている能力や、あるいは希望や、そういうものを受けとめて、新しい年度になったときの今後の地域審議会のあり方について検討を続けてまいります。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 2回目の質問を進めていきます。

国民健康保険証・取り上げについてから質問させていただきます。これが正規の保険証の見本であります。そして、保険税を払えない加入者は、先ほど言いましたけれども、結果的に保険証を取り上げていくと。短期保険証ってお話ししましたけれども、正規の保険証と同じものですが、ただし有効期限が3カ月あるいは6カ月というふうになっているのです。そして、税を1年以上納付できずにいると、これが資格証明書、見本であります。資格証明書を渡された加入者は、先ほどお話ししましたけれども、医療機関の窓口で医療費の全額を支払わなければなりません。そして、医者にかかれないう。これは、実質的には滞納証明書、滞納証明書です、これ。それで、人権侵害あるいは受診抑制を引き起こす制裁措置でしかないと考えるのですけれども、このようなことを佐渡市はやっています。

そこで、青木市民課長、市の資料では18年の2月現在税の滞納世帯数ですか、1,216世帯、昨年と比較しますと、国保加入者が696世帯ふえて滞納世帯数が104世帯減っていますけれども、そこで滞納世帯1,216全世帯に接触し、きちんと事情を聞いて保険証を発行するようにしているのかどうか。どうでしょうか、質問に対しての答弁をいただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

先ほど市長が明快に答えた中身でございますが、この滞納世帯の方々、今制裁措置だと言われました短期保険証と資格証明書の方でございますが、国保法の本来の趣旨、考え方というのは、被保険者同士で保険を支え合っているということから、税の負担の公平ということが大前提でございます。そのために、滞納をされると保険そのものが空洞化するというようなことで納めていただきたいと。そのために、保険者と密接にかかわるために、短期保険証を発行したり資格証明書を発行する、それによってその方々のおっしゃることをよく聞いて、その方々のやりやすい納税方法、そういうことを相談をしていくと、こういうことのためにその各証を発行しておると、これが現状でございます、そういうことを含めながら、滞納者全世帯に説明をどうのこうのということは、文書とかそういうものはやっておりますが、基本的に3カ月あるいは1年以上というもので短期証や資格証明書が出るわけでございますが、そういう方々になったときに国保の内容を説明したり納税の方法を相談をしたりということで鋭意その説明をしておるところでございます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） それでは、これ市の資料を課長、持っていますよね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○25番（中村良夫君） この資料に基づいて質問を若干させていただきますけれども、滞納世帯1,216、ここの2月現在ですね。このうち、さっき話しましたけれども、略しますけれども、資格証、短期証合わせて、合計しますと469世帯に渡しています、実際。それで、引き算をしますと残り747世帯、これ接触して事情を十分聞いて、保険証を交付されていると理解すればいいのかどうか、答弁いただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

短期証あるいは資格証明書を発行している方には、先ほど説明しました。それから、要するに滞納者、

それを除いた700世帯余りの世帯に関しては、滞納が発生した時点でいろいろ調査をしたり、あるいはお声がけをするということで対応しております、とにかく一期でも滞納するという形になりますと、事前にそういう打診をして、納めていただきたいということでやっております。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 市民課長、それではこの資格証、短期証、この交付は一体何のために発行し、交付するのか。これ率直に質問させていただきますので、どうでしょうか。答弁をいただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

先ほども繰り返し申し上げましたけれども、これは我々は議員が考えているペナルティーという部分ではないと思っております。これは、法の精神から見ますと、先ほど言いましたように、保険のあり方といえますか、要するに被保険者で保険を支えておるのだということで、すべてに払っていただかないと保険が成り立たないと、それを滞納することによってうまくないと。その方々に納めてもらうために短期保険証や資格証を交付して、保険の内容も説明して、払ってもらいやすいような形の相談をする、そして結果的に被保険者と保険者が接触する機会を多くすると、こういうことでやっております。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 市民課長、その接触をする機会を多くすると。それでは、滞納者と接触をし、実態がわかれば直ちに命綱である保険証を発行するのでしょうか。どうでしょうか、答弁をいただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

保険証というのは、短期と資格証明書のことですよ。この内容、先ほども市長の方から答弁ありましたが、各支所からリストを出してもらって、その内容を精査するというので、通知をして、納税相談に来てくださいということで来てもらう。その中で各支所が担当して相談業務やるわけですが、その結果をいただいて、その中で最終的には判断をして、直ちにというわけではないのですが、要するに分納してくれるとか、あるいは誓約をして、いついつまでに払いますよという誓約があれば、それは猶予しますということです。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 市民課長、失礼ですけれども、今の答弁からずっと来ましたが、職員の皆さんや役職者がどれほど市民の実態を知っているのか、またあるいは知ろうとしているのか、そこら辺はどうでしょうか。質問に対しての答弁いただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） 答弁いたします。

我々は、とにかく知ろうとして、できるだけ本人方が納めやすいような形、これの相談をすると、そういう形で動いておりますので、やぶから棒にといいですか、もう四角四面にやるということではございません。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 市民課長、親族が病院へ入通院ですか、入院したり通院したりしている場合だとか、

こういう社会状況というか情勢の中で、下請企業で親企業から発注の減少があった場合だとか、保険税の納付によって生計を維持することが困難な場合など、事情だとか実態がさまざまあると思います。その人たちは、体のぐあいが悪くても医者にかからず、手おくれになるという深刻な状況もあると思うのです。保険証を取り上げることによって医者にかかれぬ状況があります。

それで、資料ですけれども、先ほどの資料とは違うのですけれども、県からの資料によりますと、保険証を取り上げた今の問題と照合していないので、関係があるとは言いきれませんが、あくまでもこれ推測という形で聞いていただきたいのです。16年度の都道府県、自殺による死亡数、全国で約3万人、死亡率が24。新潟県を見ますと766人、死亡率が31.4と全国でも高い数字だと思います。それで、佐渡市ではどうかと。市の中で4位です。50人以下ですけれども、2けたの死亡数です。それで、原因、動機は何かと。勤務問題やら学校、異性問題だとか家族、経済生活などがありますけれども、一番多いのは健康問題だと。資料によりますと、つながっていると前段言いましたけれども、自殺の原因の動機になっていると言われています。

そこで、資格証などの発行が即保険税の滞納を減らすということにつながるのかどうか。どうでしょうか、答弁いただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

何遍も同じような答弁になって恐縮なのですが、この各証を発行することによって滞納者との接触の機会がふえると、これによって滞納者の滞納をできるだけ少なくしていくということで考えておりますので、当然滞納率も下がってくるというふうに考えます。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 今の答弁のお話ですと、資格証の発行が保険税の滞納を減らすことにはつながらないと。つながらないのですよね。それで、最初の資料によりますと、昨年と比較すると確かにふえているわけですが、資格証発行数が、132から179世帯ですから、資格証発行数が。だから、納税を減らすことにはつながらないということが言えると思います。市民の実態に共感しまして、一番大事なことだと思うのですよね、対話をする中で国保行政が守られて、国保行政が進んでいくのではないのでしょうかというふうに私考えます。

そこで、市民課長、払いたいけれども、払えない。払えるような保険税、やっぱりそのような体系を私つくるべきだと思うのですよね。

2点目に、資格証、短期証発行3けた、これ多過ぎます。これ減らせるように努力が必要だと、どうでしょうか。質問に対しての答弁いただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

1点目で、当然保険者、被保険者の方々と接触する機会、あるいは市民との接触、そういう機会が余計になって滞納を減らしていくということでございまして、資格証が47世帯ふえているという現実もありますが、我々が今全体として去年よりはよくなったなということに関して言わせてもらえれば、国保の全世帯数が1万5,958世帯でございまして、去年から見ますと696世帯ふえております。滞納世帯数、これが

1,216世帯、今議員さんがおっしゃった数字でございりますが、前年から見ますと104世帯減っております。これも各証を発行して、それで理解をもらって納めていただいた結果だと、そういうふうと考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） あと2点ぐらいでこのことについて終わりにしたいと思いますけれども、それでは市民課長、この短い市民課長との時間の中で、先ほど資格証などの話もしましたけれども、発行。この中で、保険税の滞納に係るいろんなさまざまな生活があるわけですから、特別な事情だとか。やはりきめ細かい措置、要綱をつくっていただいて、市民の実態に応じて、大変な作業でありますけれども、資格証の発行、これ3けたは多過ぎますので、最小限にとどめていただきたいと、こういうふうを考えますけれども、どうでしょうか。質問に対しての答弁をいただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

先ほど一番最初に議員さんがおっしゃられました県下の状況が18.9%ということを言われましたと思うのですが、今佐渡市の場合、各証合わせまして2.9%ぐらいです。ですから、県下で見れば少ないというふうに認識はしておりますが、我々とすれば滞納がゼロになるというのが望ましいわけでございまして、そうかといまして、今老人保健、介護保険、生活保護、いろんな行政にかかわっておるところがございしますが、そこと国保の事務というのが密接につながっております。そういうことで、後段言われたいいろいろな規約をつくってということでございまして、その判定基準でございまして、そういうことも検討しておる最中でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 市長、お待たせしました。市長、今までのお話を聞いていただいたと思うのですが、こういう厚生労働省の指導のもと、資格証の発行の中で、課長にもお話ししましたけれども、国保加入者の実態を十分把握して、市民の立場に立った国保行政というのですか、行っていただきたいと、それで特別な事情のある場合は市長の裁量として認めていただきたい、このように考えますけれども、どうでしょうか。答弁いただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 低所得の方々に、そうはいいながら十分支払い能力のある方でありながら、あるいは忘れたとか、そういうことが当然ありますので、本当に困った方々にはそれなりのきちんとした対応ができていくわけなのですが、そういうふうな中間的な方々にも何度も接触の機会を得て、保険税のあり方論議の中で、払わないでいればどうなるか、ほかの方々に負担をしていただかなければいかぬということになりますので、そこをご理解いただく機会をできるだけ多くするというのが本来の市民課長の言った意味合いでございまして、一層努力したいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 次にいきます。国民保護計画について。

外部からの万が一の不当な侵略があった場合、大震災とか大規模災害のときに政府や佐渡市が市民の保護に当たらなければならないというのは当然のことです。この点は共通して認識できるわけです、

市長、総務課長も。そこでしかし、市長の答弁でもありましたように、有事法制における国民保護計画は、災害救助における住民避難計画などとは根本的に違うものであると、この点も市長、総務課長も理解をしているわけですね。政府から言われているのでということだと思いますけれども、そこで政府の国民保護に関する基本指針が示されています。それで、佐渡市と議会ですか、一般的には共通して認識しているわけですが、この点については。わかっている人も、今の時点でわかっている人もいない人もいますけれども、市長、失礼ですけれども、そこを知らんぷりしながら進めていくことは、乱暴な言い方ですけれども、もう私は見通しています。

具体的に質問します。この基本指針、その中に想定される武力攻撃事態四つあります。一つは着上陸攻撃、そして二つ目にゲリラ攻撃、三つ目にミサイル攻撃、四つ目に航空機の攻撃ですけれども、そこで市長、この佐渡市に、仮にA国としましょう。A国が着上陸作戦、そしてさらに本庁周辺地域、そこには病院、保育園、学校、ガソリンスタンドありますよね。そこに弾道ミサイル攻撃でミサイルが撃ち込まれた場合に、市民の命は守れますか、どうでしょうか。質問に対しての答弁をいただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 非常に大事な問題なのですが、そこまでは考えておりませんので。

そういうふうな攻撃があったときに守れますかって、例えば病院の上で、それではミサイルが爆発したと。身を挺してそれを守ろうといってもなかなか難しいでしょう。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 市長、今回この議案が提案されています。佐渡市の国民保護協議会で議論して、計画の案を策定してもらうということですが、それなりの佐渡市の考え方、案がなければ、議論なり、これから委員会審査できないのではないのでしょうか。どうでしょうか、質問に対しての答弁をいただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 議員が今示された四つの武力攻撃の内容によって、どういうふうに避難させる、あるいは守るかということが決まっていくわけで、それはこれからの審議会の議論にまつところでありませう。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） どんどんいきますよ、市長。

それでは、着上陸作戦ですか、基本指針に基づいて私質問しているのですが、これ展開されたときに、自衛隊だけではなくて米軍も戦争するということに、どのような形で佐渡市民を守るのでしょうか。どうでしょうか、答弁をいただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 上陸侵攻があったときということではありますが、それぐらいの規模になりますと、現在レーダーの配備等改良も進められて、軍の動きというのはかなり前から衛星等でわかってくるというふうになっています。そういう意味で、非常に全島避難の問題がそこへ出てくると思いますので、それは想定済みのことだと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 時間がないので、市長、1点だけ。

この国民保護法に基づく具体的な計画をつくるときに、佐渡市の特殊性は何でしょうか。どうでしょうか、答弁いただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 当然離島であるということです。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 齋藤総務課長、この国民保護計画の件について、議案提案のときに質疑をさせていただきました。もう一度確認させていただきます。佐渡市国民保護協議会で決めたことは、議会の承認事項になるのでしょうか。質問に対して答弁いただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

この関係につきましては、計画を作成した段階におきまして、それぞれの機関での審議を経た上で、議会の方には報告という形で公表させていただきたいというふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） だから、協議会ができて佐渡市国民保護計画案ができたなら、議会は単なる報告だけなのです。市民の代表である我々議会が、これはだめだよとか、それからこんなものでは市民の命を守れないよと審査することも、否決することも、賛成することもできないのです。まだまだいろんなことを質問したいと思うのですが、私が質問しているのは具体的に質問したかったのです。カーフェリーのこととか、漁船を使うだとか、どうやって避難をするのだとか。質問しているのは、少なくとも政府の先ほどの基本指針ですか、忠実にやるとするならば、基本指針の示している事態の類型のもとでどういう計画になるのか、想定に基づいて聞きましたけれども、佐渡市としてはきちんとした内容ができていないと、現在。きちっとできていないものを指針にして、この議案、今出されている議案をこれから審査するということはおかしいのではないのでしょうかと私考えました。残念ながら質問に具体的に答えがありませんので、次へ急いでいきます。

地域審議会の住民参加についてでありますけれども、地域審議会として新市建設計画の見直しの変更案ですか、についてですけれども、議会から出されている中間報告、これを踏まえて計画案をまとめ、新年度予算に上げられるものは上げたいと。あるいは、この間地域審議会がありましたけれども、各代表で。そういうお話をしたのですけれども、要は何を言いたいかという、やはり地域審議会を軽視しているのではないかと私考えます。先日の同僚議員の一般質問で、市民との協働社会構築は将来的には地域協議会的住民自治に対して市長は、地域と相談しながらやっていくとの考えであると言っていましたけれども、この地域審議会と佐渡市を比べてみますと、市長の言っていることとやっていることが違うのではないかと。これからは、大事なことは人と人とのネットワークづくり、こういうことが必要になってくるのです。

そこで、市長は地域審議会に意見を求めるということが基本であります。これからの4月中に審議会と接触しますけれども、どのような方法を考えているのでしょうか。答弁いただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 地域審議会はいくまでも審議会で、諮問に対して答申をしていただくという格好

です。

それで、今おっしゃられた中で、当面合併した後の非常に錯綜した中で、あのような答申自体がすべてひとりで歩き出すということ自体はちょっと問題だったというふうに理解しております。ただ、地域の住民の考え方を聞くという仕組みは非常に大事だというふうに考えておりますので、そのあり方も含めてこの後答申を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 私は、こういうふうな流れになってきますけれども、県の見解、合併支援室長ですか、佐渡市の今回の新市建設計画見直しですか、大幅な変更であって、佐渡市は市民への説明責任があると、さらに旧市町村のこれから出てくるであろう学校統廃合、こういった地域にとって重要な公共施設の変更であって、当然のことながら地域審議会に諮って意見を求めるべきであると、これらのことは県の意見として佐渡市に伝えるという明快な回答を示していますけれども、その意見を聞いたなら地域審議会にきちっとやはり受けとめてほしいという、私そういうふうにするのですよね。ただ示す報告だけではなくて、やはりきちっとした形でやっていただきたいと思います。

企画情報課長、お伺いしますけれども、地域審議会は年4回でしたけれども、去年は合同1回でした。審議会は、合併によって住民の意見が阻害されないようにするために置かれたものであって、今後はもっと重視していただきたいと思います。それで、地域の問題で独自にどんどん活発に開催できるようにしていただきたいと、このように考えます。それと、やはり情報公開きちっとやっていただきたい。それで、具体的には建設計画の見直しなり案というものを会の始まる前にきちっとお渡しして、審議会がスムーズにいくと思うのです。住民と自治ということで互いに信頼関係を勝ち取っていただきたい。審議会が活発になっていくと私は考えます。どうでしょうか、質問に対しての答弁いただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えいたします。

確かに今議員言われましたとおり、17年度につきましては1回アミューズメントで地域審議委員の全体会議をやりました。2回目は、真野の体育館で審議会の会長会議をやっております。そのときに市長の方から、こういった今佐渡の置かれている状況はこうだと、それから建設当時に出していただきました新市建設計画の額から633億も減額しなくてはいけないということを言われています。それから、本来ですともう少し早く出したいということをしてやったのですが、実はこの中には保育園の統合、小中学校の統合というのが出てきます。これは、もう大変な我々は大仕事だというつもりでいます。担当する課の方でやっていただいておりますが、今までは学校統合にしましても、一、二の学校が統合することだけで済んだのですが、今度は例えば小学校にしますと36校を13校にしたい、プラス3校にしたいということですから、大変言い方が悪いのですが、安易な統合計画を市民には示すわけにはいきません。大変な問題になると思うのですが、そのために教育委員会でも本当に汗水を流して今計画をつくってもらっております。そういった問題が出されるわけですから、今後の審議会については大変な大きな問題になるのではないかとこのつもりでいます。

それから、今までは審議会のほかに市民の声もたくさん聞くということで、17年度につきましてはタウンミーティングという市長と語る会をやらせていただきました。これは10会場でやったわけで、中村議員

もすべての会場に顔を見せられておったようでございますが、市長はもう少し細切れのタウンミーティングもしたいということをおっしゃるわけですから、ぜひ18年度にはそういった細切れのタウンミーティング、あるいはグループ等のタウンミーティング等をして、広く市民の意見を聞きたいというつもりでありますので、よろしくご理解のほどお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） このことについては、もう少し時間をとって丁寧に質問したいと思いましたが、途中こちらの方も左へ行ったり右へ行ったり失礼なことをしまして、申しわけなかったと思います。市長、課長も、これから地域審議会の意見は示す、報告するということですが、やはりどこまで反映されるのか、あるいは意見を求めるわけですから、当然反映されるように私はすべきだと考えます。後半いろいろ左へ行ったり右へ行ったり申しわけなかったですが、これで私の一般質問終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で中村良夫君の一般質問は終わりました。

ここで休憩します。

午前 11時15分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

金子克己君の一般質問を許します。

金子克己君。

〔44番 金子克己君登壇〕

○44番（金子克己君） 午後の1番バッターとしてやらせていただきますが、私の質問時間内に一言だけ言わせてもらいたいことがあります。

実は、この執行部席におられる職員の方々に、この3月いっぱい定年を迎える、勸奨退職に応じる方々が10人おられるそうです。佐渡市の執行部の最前線で活躍され、旧市町村時代から数えますと四十何年間佐渡のためにご奮闘願ひ、そのご苦勞に対し、私は感謝を申し上げ、惜別をしたいと思っております。大変ご苦勞さまでございました。今後とも、退職されましても、一市民としてこの佐渡市に助言いただき、見守りいただきたいということを申し添えて、私の質問に移らせていただきたいと思ひます。3点について質問を通告してありますので、よろしくお願ひします。

介護保険制度の見直しがされ、4月から実施されますが、高齢化率17%台の全国平均と34.5%の佐渡市の状況には大きな開きがあります。見直し内容は、どちらの高齢化率に対応した制度ととらえているのか、まずお聞かせを願ひたいと思ひます。

私は、制度の見直しが必要としたら、34.5%の高い数値を示している高齢者介護最先端地、佐渡市の多種多様な現況を踏まえ、行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

言うまでもなく、今回の制度の見直しは介護保険制度施行後5年をめぐり、被保険者及び保険給付を受ける者の範囲、保険給付の内容及び水準並びに保険料及び給付金の負担のあり方を含め、その全般に関して国の社会保障審議会で検討がなされ、その答申に基づき必要な見直しの措置がなされるものと承知してありますが、高い高齢化率を示し、施設介護に重きを置く佐渡住民のニーズに合った制度改変か、答弁を

求めます。

改変制度により佐渡市の高齢者が受ける主な負担は、負担の報告を求めます。

また、見直し制度の市民への周知は万全と考えておりますか、そして理解が得られたと思っておるか、答弁を求めます。

先般の同僚議員の質問とダブリますが、佐渡市単独で予防介護の先取り福祉サービス、自立を支える事業、在宅福祉サービス負担増の根拠、廃止はなぜか、お聞かせをいただきたいのであります。

2番目の質問に移ります。佐渡市の義務教育水準の維持向上と学校経費の合理化を図るにはどうすればよいかを主題とする佐渡市立小中学校の通学区域の変更及び学校統合並びに校舎等整備計画についての答申が、学校教育環境整備検討委員会から昨年8月に示されました。主な内容は、小学校36校を13校に、中学校19校を6校に、そして小中ともに特色ある学校づくりを存続させるもの、おおむね各3校とするという内容だと承知していますが、そこでお聞かせを願いたいのであります。この3月に具体的校名を公表するかに聞き及んでいますが、どのような形で関係地区民に説得し、説明をし、理解していただく考えているのですか、答弁を求めます。

10年余りの経過を見ても、統合問題が解決の見通しさえついていない野浦、岩首、片野尾の例によっても、学校が地域の支え、地域の存亡であるわけです。ましてや義務教育施設です。地域説明会は、十分に慎重に推進していただきたいのであります。私自身は、この学校統合の答申を了としています。

次に、合併特例債事業計画書をもとに作成され、市立小中学校幼稚園等施設整備計画、平成17年9月30日付をもとに各学校の耐力度調査方法の説明を求めます。特に18年度耐力度調査を実施予定の築46年の危険感を感じる校舎、真野小学校を例に報告を求めます。

また、調査結果が危険校舎指摘のときはどのように対応するのか、答弁を求めます。

次、3点目の質問でございます。昨年9月定例会において、同僚議員から一般質問の中で石綿水道管について尋ねられ、市長は答弁で、石綿管の安全とプラスチック管への順次取りかえ計画を進めているとの答弁がありました。私は、石綿管、すなわちアスベスト管は本当に安心、安全と断言できるのか、再度お聞かせをいただきたく、また市内地区により布設石綿管使用状況に差がありますが、取りかえ計画を具体的に、真野地区を例にし、細部実施計画と進捗状況の報告を求めるとともに、石綿管施設解消による地域格差はいつごろに是正されるのか、答弁を求めます。

次に、地区の市民からよく、水道水煮沸時、鍋、やかん等の底に白いものが付着ということがよくありますが、飲料水として安全なのかということをお聞かれますが、本当に安全という根拠を提示願いたいのであります。また、この状況の解決は、地下水の取水でなく表流水、すなわちダム取水と言われているのですが、佐和田と真野地区における上水道取水ダム計画は立案しているのか報告を求めます。

私は、すべての市民が環境の安心、安全については、地域によって格差があってはいけないと思います。まして人の健康に直接つながる飲料水の問題です。市長、答弁を求めます。よろしく願いをいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 金子克己君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、金子議員の質問にお答えします。

最初に、介護保険制度の見直しの柱は何か。まず、市の高齢者が、今回の見直しによりましてどういふ影響を受けるかということが中心でございました。国は、平成27年の高齢者介護の姿を念頭に、今回の介護保険制度の見直しを行っているところであります。見直しの柱は、制度の持続可能性、明るく活力のある超高齢社会の構築、社会保険の総合化で、改正の主な概要については、予防重視のシステムへの転換、施設給付費の見直し、新たなサービス体系の確立等々となっておりますが、議員が指摘されたようになり利用者の負担が重く肩にのしかかっています。特に昨年10月から施行された施設入所者の居住費、食費については保険給付対象外となっており、一応施設を利用しない在宅の利用者といいますが、在宅の方々とのバランスをとったと言われてはいますが、いずれにしても利用者本人の負担は非常に多いものがありまして、特に佐渡は高齢者率34.5%になろうとしている状況ですし、都会においても十七、八%ということですが、やはりどうしても日本全体の平均的なところを中心に制度が整備されていくというふうなことが多くて、事ごとに陳情や、あるいは制度の問題について訴えておりますが、なかなかそういうふうにはまいりません。理屈は制度の持続可能性ということですが、負担の増額に対しては非常にこの負担増がきつい形で肩にのしかかっていると言えます。

それから、制度の見直し周知はどうしているかということですが、制度改正の周知については広報紙及び佐渡市のケーブルテレビ等を利用して周知をこれからも図っていきたくて考えております。

また、在宅サービスの単独事業の廃止はあるのか。これは、先刻小田議員の質問にも一つずつご説明しておりましたので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、教育長関係の質問については教育委員長にお任せしたいというふうに思います。

それから、水道水の安心、安全、全市格差なく保たれているかと。特に石綿セメント管の状況と安全についてでございますが、水道が初期に布設された真野や両津が非常に多い状況であります。石綿管の安全については、昨年からのアスベストの問題でいろいろ皆さんもご承知ですが、そこから飛び出してくると言っておかしいですけども、剥離あるいは出てくるものがないような状態であれば物理的には非常に安定した物質でありますので、問題はないと、特に世界保健機関でもこのような結論を出しているということでございますので、そのまま使う分には問題ないのではないかとこのように思います。ただし、ではなぜ交換するのだということなのですが、非常に耐震性に弱いということがございまして、例えば取り出して工事をするというときに、切断のときなど、そういうアスベストの飛散のおそれがあるので、注意して取り扱わなければいけないということは当然あるというふうに思います。

真野地区の石綿管の布設がえの計画は、毎年約2キロ、2,000メートルを実施し、今後約10年間で布設がえが行われる予定にしております。

それから、水道水、やかんとかコップとかに、乾いたときに白いカルシウムが付着する。これはカルシウムでございまして、健康には問題がありませんし、当然水道法にいう規定の中の程度におさまっているわけでございますが、詳細は水道課長にお願いしようというふうに思います。

それから、表流水、ダムなどの要するに河川の水を利用すればこういうことはないわけでありまして、井戸を掘るものですから、地層下にあるカルシウムの石灰岩の間を通過してくるとか、そういうものでこういうふうになっているわけでありまして、できたら表流水の利用をしたいとは当然思っているわけですが、問題は新たにダムをつくることができるかどうか。水利権の問題等絡みまして、現在使っていて

水が余ったとしても、その問題をクリアしなければならないという状態で、現在のところは当面今の水を使わせていただきたいというふうに考えております。

1回目は、これでよろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 石瀬教育長。

○教育長（石瀬佳弘君） それでは、お答えさせていただきます。

小中学校の通学区域の変更及び学校統合並びに校舎等整備計画についての答申につきましては、ただいま議員の方からご指摘されたとおりでございます。この答申を受けまして、昨年の8月に答申を受けたわけですけれども、その後の教育委員会、毎回のときに検討を続けておるわけでございますが、議員ご指摘のとおり、学校統合というのは非常に難しいものがありまして、今精力的に最後の段階へ入っているというのが実態でございます。私どもとしましては、教育委員会でこの答申に基づいて具体的な方針が出ましたら、やはり地域の理解、協力が大事でありますので、地域に入ってそのことを説明していきたいと、このように思っております。

なお、既存施設の校舎改築等が行われる場合、これから安全でよりよい環境に配慮した校舎等々を考えておりますので、改築されたときには周辺の小規模校なども、やはり環境のよい学校に統合を進めていきたい、このこともあわせて説明に入りたい、このように考えております。

それから、2点目の耐震診断、耐力度調査、真野小学校をもとにしてということですので、私たちは子供の安全を第一に考えて進めていくつもりでおりますけれども、具体的な点につきましては課長の方から答弁させていただきます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 田畑水道課長。

○水道課長（田畑孝雄君） ご答弁申し上げます。

先ほど市長が言いましたように、白いものについての安全ですけれども、その中に入っているものにつきましてはカルシウムとかマグネシウムでありまして、厚生労働省が出している水質基準におきましては、基準値としましては300mm g/lということでありまして、ちなみに真野地区と佐和田地区につきましては、真野地区が平均で152.5mm g/l、佐和田地区が115mm g/l、ちょっと他の地区より多い。ちなみに、例えば両津地区とか金井地区については、その平均値が33とか55ということですので、ですから、基準内のことは間違いありませんけれども、量が多いものですから、そういう白いものが付着するということでもあります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 鹿野学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（鹿野一雄君） それでは、お答えいたします。

議員の耐震診断、耐力度調査の関係でございますが、文部科学省の規定では、耐震診断とは新耐震設計法の基準の前に建設された建物が対象ということでございまして、おおむね昭和56年以前の建物が対象になるというものでございます。また、耐力度の調査、これは学校施設の危険改築を念頭に置いた場合の診断をする調査でございます。

ご質問のことでありますけれども、教育委員会としましては耐震診断あるいは耐力度調査等で基準値以

下の判定が示されれば、先ほど教育長も申し上げたとおり、子供の安全、安心が第一でございますので、当然財政協議は必要でございますけれども、耐震補強なり危険建物の改築事業なりの選択をし、実施をしなければいけないのではないかと考えております。

そこで、議員の耐力度の調査方法の説明ということでございますので、そのことについてご回答します。耐力度の調査は、文部科学省が定める耐力度調査票によって行われます。鉄筋コンクリート建ての場合には、設計図書、構造計算書及び現地確認により調査をするわけでございますが、調査は1級建築士を有する事務所等を選択いたしまして、指名競争入札により業者を選定して行うものでございまして、中身は構造耐力、この中には保有耐力ということで、水平あるいは建物の形状、コンクリート圧縮強度、基礎構造、構造使用材料等でございますし、保存度といたしましては、経過年数、コンクリートの中性化の深さ、それから鉄筋の腐食度、それから不同沈下、ひび割れ等でございますし、外力の条件としましては、地震地域の係数、それから地盤、地目の積雪寒冷地域であるかどうか、海岸からの距離はどうかということでございますが、いずれにしても1級建築士事務所が予備調査をし、県の教育委員会が現地に入って調査をして耐力度が確定すると、こういうことになっております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 金子克己君。

○44番（金子克己君） 私昨年6月から6月、9月、12月と、そして今回私の質問時間は30分にしたい、答弁も30分にしてもらって1時間で終わりたいという考えでおりますので、的確に答弁を願いたいと思います。

それで、介護保険法の見直しは、本当に自立介護を支える制度かということで2次質問に入らせてもらうのですが、制度周知の件ですが、高齢者からたびたび制度改変に対し不安を訴える声をよく聞きます。周知については、テレビ等を通じて周知しておるという市長の答弁がありましたけれども、私高齢者の目線に立って、易しくわかりやすく、高齢者にもわかりやすく説明をしてもらいたいのです。とかく私どももすぐ議会のお話なんかすると議会用語を平然と使ってやるのですけれども、一般者にはなかなか理解してもらえないというのと同じに、この周知に関してもやっぱり高齢者の立場になって周知の説明をしてもらいたいと思うのです。ぜひそのようにお願いしたいのですが、熊谷課長いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

議員おっしゃるような方向で丁寧なPRに努めたいと、こんなふうに思っています。

なお、今高齢者福祉保健審議会介護保険の見直しの協議をしていただいております。それで、この15日に第6回、最終回ということで決定されますと、早速パンフレット等を作成して全世帯に配布したいと、それからもちろんCNS等々を使ってPRしていきたいと、こんなふう考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 金子克己君。

○44番（金子克己君） 先ほども改正目的を確認しましたが、給付の抑制、介護予防重視、福祉施策の統合というようなことで今回改正の主な目的だということは承知しました。

私は、先般の同僚議員の質問とダブる点があるわけですが、ぜひ違う観点から聞かせていただきたいというのがこの問題にあるわけですが、市が単独で行ってございました在宅福祉サービスの16年、

17年度の利用実績は、熊谷課長きょう持ってきておられますでしょうか。先般利用が少ないという答弁がありましたけれども、持ってきていますか、もうちょっと詳しく報告を。ただ大ざっぱに利用が少ないという答弁だったのですけれども、もう少し具体的にどのぐらいあるか、報告を願いたいのですが。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

少ない方の数から申し上げますと、家族介護者ヘルパー受講支援事業、16、17年度ゼロということであります。

それから、家族介護医療事業、16年2人、17年の場合は、1月末現在であります、ゼロという数字であります。

それから、自立者のホームヘルプサービス事業につきましては、16年7人、それから17年が4名。このことにつきましては、4名につきましては軽度生活援助事業の方に切りかわっていただきたいということで、今該当者の方には連絡をとっております。

それから、8名というところで自立者のデイサービス事業がございます。こちらの8名につきましては、新穂地区の1名については生きがい活動の方に切りかわっていただきたい。それから、畑野地区の2名につきましても同じことで、週1回開催しております生きがい活動事業の方に回っていただきたい。それから、松ヶ崎地区の5名につきましては、今社会福祉協議会の方と協議中であります。何とか4月までに別個の対応をしていきたいと、こんなふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 金子克己君。

○44番（金子克己君） 私がなぜこの利用状況を聞いたかというのは、この後の質問に入ってくるわけなのですけれども、この在宅福祉サービス事業というのは私の方から説明した方がいいのでしょうか。課長の方からどういう事業だかということを説明していただけますか。この在宅福祉サービス、市単独事業の目的とどういう方々が対象になるのかということをお課長から説明を願いたいのですが。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

要は介護保険のお世話にならないようにということで、いわゆる虚弱高齢者等々について何とか予防的な意味合いを持ってサービスを行っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 金子克己君。

○44番（金子克己君） この介護の問題、最後に市長に答弁を求めますので、よく聞いておいてもらいたいのですが、今課長が答弁されたとおり、要介護の認定に該当しない自立と判定を受けた方々、普通の者が見ると要介護、介護度も1ぐらいかなと思うような方が、実は判定を受けると自立だというような人が対象、それで間違いないですね、課長。そういう方々、当然利用者も少ないわけですね。ですから、先ほど課長が利用実績答弁ありましたけれども、数が少ないのです。先ほど課長の言った自立者ホームヘルプサービス、デイサービス、16年、7人と11人です。17年が4人と8人です。数は少ないです。しかし、利用回数は多いのであります。ホームヘルプサービス、7人で341、課長これ数間違いないか確認しておいてください、341。デイサービス、11人ですけれども、481回。同じく17年度がホームヘルプ139回、デイサービス224回と。数は少ないのです。施設を利用したいという方は少ないです。その中で、まして自立と判

定される方というのは少ないのです。その少ない数でありながらも、しかし施設を利用しなければならない。家庭の事情で利用しなければならない。そういう人たちを切り捨てることを今回市長、判断をしたわけです。18年度からこの制度を実施しないということです。

この制度は、旧市町村が単独でこういう自立者を、居宅サービスをして自立支援を行おうということで各市町村が立ち上げた事業です。そして、これがいいということで佐渡市がこれを継続して17年度まで実施してきました。そして、この18年度から自立ホームヘルプ、デイサービス、それに緊急の短期入所、この3点が18年度から廃止されるのです。課長、間違いありませんよね。そういうことです。ぜひ復活をする考えがあるかないかをまずお聞かせを願いたいと思うのですが、市長いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） この問題については、十分精査をしまして、その判断をさせていただきたいと思っています。

○議長（浜口鶴蔵君） 金子克己君。

○44番（金子克己君） それでは、熊谷課長にお願いをしたいのです。これに係る、在宅福祉サービスの佐渡市が受け持つ負担、大体幾らぐらいになるかわかりますか。この事業の総額。実はわずかなのですよね。せいぜいいても200万前後だと思うのですが、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） 正直なところ、きょうその資料を持ってきておりませんので、おおむねそのくらいかなと記憶しております。

○議長（浜口鶴蔵君） 金子克己君。

○44番（金子克己君） 市長から精査をしてということで、この事業を利用していた方々は自立できます。それをずっと介護度を要介護度になるのを避ける、本当に予防できる事業なのです。佐渡市にとっても介護保険事業に対してもプラスになる事業です。ぜひ復活をさせ、存続をさせていただきたい。そのことを尋ね、見直していただけるという返事をもらったので、この質問についてはここで閉じさせていただきます。

次に移りたいと思います。学校の問題ですが、答申が出てから8カ月たつわけです。議会はその1カ月後、昨年9月に報告がありましたけれども、先ほど進めているとは言いましたけれども、この3月中には少なくとも校名等を発表していただけるのか、まずお聞かせ願いたいのですが、具体的に。

○議長（浜口鶴蔵君） 石瀬教育長。

○教育長（石瀬佳弘君） 今臨時教育委員会も開いて検討している最中でございますが、できるだけ3月中にまとめたいと思っています。ただ、校名というよりも、どういう年限で、どういう地区に学校を幾つというような形になるのではないかなと今考えておりますが、いずれにしてもこういう形で統合を進めていくという具体的な案をまとめておる最中でございます。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金子克己君。

○44番（金子克己君） 早期にまとめて、これはもう今私どもの地区で物すごく、もう父兄が集まるとこの話で持ちきりです。地元の中学校はなくなるのではないかと、私どもにすれば隣の畑野へ行かなければならぬのではないかと、いや新穂へ行かなければならぬのではないかとというような話まで出ています。大体私ど

もでは想像はつきますけれども、やっぱり大変な不安を持っております。できるだけ早く地区なり校名なり、わかりましたらまとめ上げ、報告を願いたいと思うのですが、そしてそれと同時にそのことを関係地区民に、要するにPTA、地区民に早期に細部にわたりその説明をしていただきたいということを申し伝えておきます。

それから、答申の小中高とも特色ある学校を各3校というのを具体的に、例えば西三川小学校笹川分校を例にして、こういうふうはこの特色ある学校に該当するかどうかということを私はまず聞かせてもらいたいです。なぜならば遠距離30分ということがあります、一つ目。それから、給食配分、給食配食の30分圏内ということがあります。それから、デイサービスセンターとの併設というのがあります。たまたま18年度、19年度である西三川地区にデイサービスセンターが建設されます。今ならまだ間に合うと思うので、この特色ある学校が笹川分校、あるいは本校である西三川小学校に該当するかどうか、その考えを教育長から答弁願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 石瀬教育長。

○教育長（石瀬佳弘君） この特色ある学校というのは、統合を進めた段階で基本的には複式学級をなくす、小学校の場合は6学級規模の学校をつくと、中学の場合は1学年2学級、6学級、そういう学校をつくりたいと、これが答申の内容です。ところが、そうしますと非常に通学距離、時間が長い、これ島の特性なのですが、海岸線長い地域がありまして、これは小学校の子供たちの健康上からも無理だろうということで、島独特の考え方でおおむね3校ないし4校と考えておるのですが、そこには学校を残さなければならぬだろうと。これは義務教育ですから、すべての子供たちに教育を受けさせる義務があるわけですので、残さなければならぬだろう。その場合に、どういう形で残すかというときに、私たち考えたのは、一番全国的に例が出ているのは小学校と中学校、高校とも一緒になったところもありますが、そういうことで人数の少ない分を小学校、中学校の子供たちと一緒にして教育して効果を上げていきたいと、こういうことで考えております。それに付随して、保育園とか幼稚園もその地域と一緒にする学校というようなことを考えておるので、小学校だけで残すというような考えは、この答申の中には入っていないと、こういうことであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 金子克己君。

○44番（金子克己君） それでは、学校問題の本題に入りたいと思うのですが、この後はぜひ、学校問題でありますけれども、市長から答弁を願いたいのであります。

ここに小中学校幼稚園等施設整備計画、平成16年から25年までの計画表があります。それで、真野小学校の校舎の改築が耐力度設計、耐力度調査と設計が平成18年度、それから19、20年度が建設、14億なんなんとする計画があります。これが実はこの18年度の実施が1年延びたというように予算書にも数字的に出ています。なぜかということで聞かせてもらいたいののであります。

ここに真野小学校だより、校長の伊藤先生が新校舎への期待ということで載っております。これ市長、読まれましたか。市長のところにもたしか校長は送っているはずですが。要するに築46年の真野小学校は、つり橋状態の校舎であるというようにこの文の中に載っております。つり橋状態、要するに四隅の柱は頑丈であるけれども、教室の真ん中の床は約4センチから5センチのゆがみがあるというのです。それが連なっておるというのです。そういう状態の真野小学校が築48年もたって、今回、昨年も1年送りになって、

ことしもまた当然この計画どおりにいくと思ったら、また1年延ばされたということです。私は、市長にこのことについてお聞かせ願いたいのでありますが、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 新市の建設計画の中でもできるだけ学校等は、教育機関等は早目にやろうということではございました。しかしながら、財政的な問題もあり、今の結果となったわけであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 金子克己君。

○44番（金子克己君） 私の耳には、財政的な面というよりは統合の方が先だというように漏れ伝えてきておるわけです。先ほどの小学校の13校でありますと、私もさっと考えるに、真野は小学校が一つ、今分校を入れて3校あるわけですけれども、それが一つ。それが即統合しなければ、真野小学校の改築は認めないというように漏れ伝えて聞いてきておるのですけれども、こういう状況なのです。学校から悲鳴が出ておるのです。危険感を感じる校舎ということになっておるわけですから、ほかの事業は差しおいても、今回耐力度調査をされますが、そのとき即危険校舎だと指摘があったら、先ほど教育委員会の方では、それは子供の安全上からこの改築はすぐやるかに聞こえる返事がありましたけれども、建てて完成するまで2年かかるのです。その間子供はどこへ通えばいいのですか。今まちの体育館は、アスベスト問題で閉鎖されております。どこも使えるところないのです。ぜひ真剣に考えてもらいたいのでありますが、よろしくをお願いします。

それでは、水道水の問題に入ります。アスベストの問題は大丈夫だというようにありましたけれども、本当に大丈夫なのでしょう。口から入れたものは極めて少ないというような厚生省の発表ですけれども、今アスベストの校舎とか建物いろいろありますけれども、そんなのすぐ閉鎖ですよ。鼻から入るアスベストに関してはすぐ閉鎖しますが、口からのものに関しては、この水道水に対しては安全だという説明を再度願いたいのです、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 先ほども申し上げましたけれども、厚生労働省では水道水質基準の検討時にアスベストの評価検討の結果、人体の健康には影響なしとし、またWHOにおいても、世界保健機関ですね、同様の結論を出しているということで。実際問題としては、体育館等のアスベストも佐渡の場合は非常にわずかな分量、自然界に存在するぐらいでした。しかし、それはやはり、あれだけ問題になっているわけですから、検討して、それで大したことがなかったということで一応囲い込みをしてオープンしたところもたくさんございます。そういう意味で、水道の問題については大丈夫だという結果が出ておりますので、ご報告いたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 金子克己君。

○44番（金子克己君） 私一方的に言います。毒性は極めて小さいとしか書いていない、極めて小さいなんです。全くないとは書いていないのです。問題となるレベルにない。レベルはあるけれども、問題となるレベルでないということだけなのです。ですから、そのように承知し、ぜひ地域間格差のない、真野地区に関しては、3年前のパーセントで水道管の布設状況で見ると40%以上の布設状況であります。ぜひ安心、安全を守ってもらいたい。

なお、水道管の布設に関しても、石綿管の布設がえに関しても、下水道の布設時にかえるということな

しにこの石綿管の管がえをぜひやってもらいたいのでありますが、その考えはありますか。水道課長、答弁願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 田畑水道課長。

○水道課長（田畑孝雄君） お答えします。

その前に、ちょっと先ほど金子議員が言われました真野地区の石綿管の比率が40%以上だということですから、これたしか昨年11月に「財界にいがた」が出したものでありまして、この集計は平成15年3月31日現在であります。その後努力しまして、今現在は15.7%ということで減っています。

それで、ご質問の石綿管の布設がえですけれども、これからは下水道と同時と、それ以外に単独で、先ほど市長が言いましたように、年間2,000メートルを目標にして実施して、今後も進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 金子克己君。

○44番（金子克己君） 私は3年前と言いましたし、それは間違いのないと思うのです、3年前はそうだったので。ぜひ今までのように、下水道の布設がえでたまたま水道管をかえるのだということなしに、事業を10年間でやってくれるということですから、ぜひそのことを要望し、求めておきます。

私の質問は30分ということで、ちょうど終わりました。ただ一言だけ、まだ時間がありますから、言わせてもらいたいのは、今回退職される熊谷課長、私ども福祉議連を12人で立ち上げて自主勉強会をやりました。そのときに大変ご指導くださいまして、ありがとうございます。また、今後ともよろしくご指導のほどお願いして、重ねておきますが、本当にありがとうございました。

これで質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で金子克己君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開します。

次に、近藤和義君の一般質問を許します。

近藤和義君。

〔48番 近藤和義君登壇〕

○48番（近藤和義君） 本定例会最後の一般質問をさせていただきます。今回は、私にとっても最後の一般質問と思って、本気で踏み込んだ質問をいたします。答弁者の中にもこれで最後の一般質問の答弁になる者もおりますが、悔いの残らないように、魂を込めた前向きな答弁をいただきたい。

それでは、質問に入ります。景気回復による税収増で一部の大都市の財政は好転していますが、取り残された地方のほとんどの市町村はますます苦しい財政運営を強いられております。特に三位一体改革による影響は大きく、平成16年度決算で赤字に陥った自治体が26団体となり、竹中平蔵総務大臣は自治体の破綻防止の仕組みを盛り込んだ破綻法制の整備を打ち出して、それを進めようとしております。したがって、

自治体の運営は新たな局面を迎えています。

高野市長も施政方針で、小さな政府をつくること、そして類団に比較し、多過ぎる職員数の適正化を述べ、本定例会でも今後の財政運営をするためには早急に施設の統廃合と事業の見直しが必要との答弁を繰り返しておりますが、私も市長と全く意見を一にするものであります。

合併市町村補助金9億円が既に終了をし、合併支援特別交付税9億3,000万円も18年度で終わり、合併補正の普通交付税13億8,000万円と合併特別交付金45億円は20年度で終了します。その後は、合併に伴う交付金、交付税等すべてがなくなり、佐渡市は三位一体改革の影響をまろに受けることになります。しかも、佐渡市の財政力指数は0.26で県内最下位。類似団体Ⅱ－1の中においても平均0.34を大きく下回り、同じく最下位であり、全国最低水準に位置しております。したがって、今後の佐渡市はほかのどこの市よりも三位一体改革の影響が大きくなることへの認識が肝要であります。

既に佐渡市は合併後2年間を経過し、遅きに失しましたが、18年度からは大胆かつ積極的な行財政改革を断行する以外佐渡市の生き残る道はない、このことは事理明白であり、議員や職員の人件費や物件費など経常経費の削減は避けては通れない喫緊の課題であります。そこで、今回は市長に、行財政改革について次の5点を質問いたします。

まず、保育園、小中学校の統合ですが、両検討委員会の統合案並びに答申については高く評価するものであります。保育園職員330名の削減は、施設の統合と民営化以外にはその手段はありませんが、現在の35園を18園に統合するとしている検討委員会の統合案の根拠を示していただきたい。

次に、小中学校ですが、小学校は現在36校と分校1校があります。もしこのまま統合しない場合、6年後は36校の中、複式学級を持つ小学校が20校になります。また、1学年で体育の時間に野球チームを2チームつくって練習できない学校が36校中、何と30校になります。野球の練習が可能な学校は、両津小、加茂小、河原田小、二宮小、金井小、真野小の6校のみであります。これでは、児童の適正な教育とはほど遠く、財政面はもとより何よりも子供がかわいそうであります。同様に中学校もこのままでは複式学級を持つ学校が16校の中4校、野球の練習ができない学校が5校となります。私は、中学校においては、先ほど教育長の答弁にもありましたが、1学年2学級を目指すべき、そのように考えております。

以上のように、児童生徒の教育のためにも、財政面からも早急に統合を進めるべきと考えますが、教育委員会教育長の統合計画答申の根拠をお伺いいたします。

次に、2番目、平成18年度の本庁職員の増員数及びその配置場所、3番目、支所統廃合の具体的な時期、4番目、佐渡市の主な税収である固定資産税増収のため、宅地の連檐化が不可欠と考えますが、その方策、5番目、両津の支所の中にある印刷室は本庁配置が適当ではないか、以上について市長の答弁を求めます。

次に、教育問題について質問します。日本の子供たちの学力低下が深刻であります。一昨年暮れ、文科省の中山大臣は苦渋に満ちた表情で記者会見に臨み、日本の学力は世界のトップレベルとは言えない状況にある。学力低下の傾向にあることをはっきりと認識をすべきであると発言しております。

戦後、世界のトップ集団に君臨してきた日本の学力は、OECD、経済協力開発機構が40カ国の15歳を対象に行った調査で大きく順位を下げております。前回の調査で日本がトップだった数学的応用力は、何と6位に転落、韓国やフィンランドに抜かれております。読解力や理科などの学力低下も浮き彫りになっており、学力低下の矛先は真っ先に文科省の推進してきたゆとり教育に向いております。

平成14年度から本格導入されたゆとり教育、学校週5日制では、授業時間や学習内容が大幅に削減されたため、学校教育への不安感が高まっているためであります。小学校6年生の算数は、ゆとり教育導入前の60年代と比べて、今のものはページ数は半分に減り、イラストばかりが目立ち、こんな教科書で学習していたら日本の子供たちはどんだんアジアの子供たちに追い抜かれていくと言われております。

新潟県教育委員会は、このほど本年1月12、13日に県内公立小学校4年から中学2年までの児童生徒全員11万5,000人が受験をした全県学力テストの結果発表をいたしました。しかし、新潟県の子供は全般的に理科の正答率が低く、中学1年生の理科では61.1%にとどまり、中1の3科目、中2の3科目で県教委が目標とした70%に届きませんでした。

さて、そのような新潟県のレベルの中でも、佐渡市教育委員会のデータによりますと、佐渡市の小学校5年生の国語、数学は県平均を上回っているものの、中学2年生の数学は過去5年間いずれも県平均を下回っています。また、大学の進学率においても、平成12年度から17年度の6年間で全国の平均45.0%、県平均37.5%の中で佐渡は33.2%と大きく水をあけられております。子供のうちにしっかり教育をしないと基礎学力がつかないことがわかっている親たちは、学校週5日制ではない私立の学校に入れて塾に通わず結果となっており、通学可能な私立の週6日制の学校への入学を希望する者が激増している実態があります。

しかし、佐渡の子供たちにはその選択肢がない実情を教育長はいかに考えておりますか。週6日制に戻し、佐渡の子供たちの学力の向上を図るべきであります。私は、以前の一般質問の中でも何回か訴えてまいりましたが、たとえ佐渡が辺地、離島であっても、教育と医療は本土並みのレベルを確保すべき、そのように思っておりますが、教育委員会の見解を伺います。

最後に、保育園、小中学校の統合計画を読み上げます。市民の情報公開の要望は極めて強く、また市民や議員にとっては初めて目にする内容と考えますので、パネルを使って説明をします。なお、検討委員会の統合案、答申との相違点がありましたら、2回目の答弁で指摘をいただきたいと思っております。

現在の私立保育園、幼稚園、公立の保育園、小学校、中学校。両津地区から読み上げます。私立の幼稚園が1園。公立の保育園9プラスへき地が4園、豊岡、水津、浦川、海府、統合計画では4プラス2園、へき地保育園は海府と水津になります。小学校、現在10プラス1校、統合計画では3校プラス特色ある小学校1校、内海府小。中学校は、現在4プラス1校、統合計画では1プラス1校、内海府中。

相川。私立の保育園が1園。公立の幼稚園が1園。公立保育園は、4園を2園に統合。小学校は、3校プラス1校を1校プラス1校、高千小。中学校は、1校プラス1校を1校プラス1校、高千中。

佐和田。公立幼稚園が1園。保育園4園を2園に。小学校4校を2校。中学校1校をそのまま1校。

金井。私立の保育園2園。公立の保育園3園を1園。小学校2校を1校。中学校1校を新穂と統合で1校。

新穂地区。保育園1園を1園。小学校2校を1校。中学校1校を金井と統合で1校。

畑野地区。4園を2園。小学校、3プラス1校を1プラス1校、松ヶ崎小学校。中学校、1プラス1を真野と統合で1校プラス松ヶ崎中。

真野。2園を2園。小学校2校を1校。中学校1校を畑野と統合で1校。

小木。公立幼稚園1園。公立保育園1園を1園。小学校2校を1校。中学校1校を南部3町村で1校。

羽茂。1園をゼロ園。小学校3校を1校。中学校1校を3町村で1校。

赤泊。保育園1園をプラス1園、川茂です。それを1園に。小学校2校を1校に。中学校1校を3町村で1校。

統合時期。公立保育園は、第1期、第2期に分けて、第1期は平成18年度から平成25年度まで、18園プラスへき地が3園に。2期目、26年から30年までに16園プラスへき地2園に。小学校、2期目に13校プラス3校。中学校も2期目に6校プラス3校。以上です。

以上で1回目の質問といたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、近藤議員の質問にお答えします。

学校関係は、教育長の方からお願いします。

保育園の統合につきまして、次世代育成支援対策推進協議会保育園統合検討委員会で協議を重ねてまいりました。その中で基本的な考えはまだ発表はされておきませんが、乳幼児の発達に必要な環境の保持の観点から、適切な園児数の確保と保育環境の整備、改善を図ること、2、通園の交通手段に配慮すること、3、施設の経過年度によって、大規模改修や改築の緊急性に留意すること、4、新市建設計画の中で旧市町村の計画した大規模改修、新築、改築等の年次計画を参考にする、以上のことを踏まえて、今後平成30年までに公立保育園30園を16園に、僻地保育園5園を2園に統合したいという意見がまとまっているようにございます。

それから、行財政改革につきまして、平成18年度の本庁職員の増員数及びその配置場所でございますが、今回の機構改革による本庁職員数については、細部の調整が残っておりますが、行政委員会を含めて約70人の増員を予定しております。配置場所については、いろいろと皆様からご意見をちょうだいしてはいますが、市長部局は現行のまま本庁舎に集約することを原則としております。ただし、本庁舎のスペースも限られておりますので、産業観光部全体を金井就業改善センターに置くことにします。また、本庁周辺整備計画を策定し、本庁機能すべてを集約する庁舎の整備ができることを前提として、おおむね2年間ぐらい建設部の水道課、下水道課を真野支所に移転することで内部調整を行いつつあります。

支所の統廃合につきましては、合併協議において本庁舎建築後に行うことになっておりましたが、具体的な時期は明示されませんでした。しかしながら、現在9カ所ある支所、教育事務所と出張所5カ所については、業務量、地域のバランス、市民ニーズ等を検証しまして、年次的に業務を考え直すということを考えていかなければいけません。

それから、当然日ごろ言われております市街地の開発、発展、あるいはそれに伴う市民税、固定資産税等をふやすための施策として、現在道路網の策定事業を本年度の事業として道路網の考え方を出していただくように調査をいたしておりますが、これと同時に19年度に都市計画のマスタープラン、これをつくるべく、18年度は県と調整しながら今の都市計画の見直しをしているところでございます。当然市街地見直しについては、関係各機関と調整して対応するつもりでございます。

両津支所内の印刷室につきましては、行政の効率化を考えれば本庁配置とすべきものでありますが、新

年度からの機構改革により、ますます本庁舎が手狭になるということもありまして、当面は現状のまま両津支所内の配置で対応したいというふうに考えております。

学校週6日制、これは教育長の方をお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 石瀬教育長。

○教育長（石瀬佳弘君） 教育関係についてお答えしたいと思います。

まず、小中学校検討委員会統合案の具体的根拠ということではありますが、この案につきましては検討委員会で現在わかり得る、すなわち平成17年5月1日現在の出生者数をもとにして6年後の平成23年度の就学予定者数を推計し、あるいは中学校の場合は同じく12年後の平成29年度の予定者数まで推計できるわけですが、その児童数あるいは生徒数をもとにして算定しました。すなわち、これで小学校の場合、最低でも6学級、中学校で1学年2学級、6学級と、これが学校教育の環境としては必要なのではないかということでした。

ただ、この過程の中で、もっと大きな学校にすべきであると、もっと子供たちは大勢の中でもまれるべきで規模を大きくすべきであるという意見が出ました。しかし、やはり小学校の場合はその地域のそれぞれのいろいろな意味での拠点でもありますので、これを余り地区から学校がなくなるということも、文化の拠点みたいなものがなくなるというのは地域の活性化にとっても問題であるというようなことで、最低でも1校はそれぞれ残していこうというような中で出てきたおおむね13プラス3という数であります。これをどう具体化していくかというのは、この後教育委員会に課せられている課題だということに思っております。

それから、中学校の場合はやはり切磋琢磨する、これから厳しい社会へ出ていくわけですので、やはり中学校の段階である程度の生徒数のおる中で切磋琢磨する必要もあるのではないかというようなことでこのぐらいの規模が欲しいということになって、その生徒数の数で割り出すと答申案のような数になったと、こういうことでございます。

次に、学力、進学の問題でございしますが、佐渡というのはかつては教育の島と言われて、これは新潟県義務教育百年史にも載っておりますが、非常に学力の高い島、すなわち進学率の高い島というように言われました。それで、統計を繰っていますと、大体昭和30年代でもう新潟県の中で群を抜いて佐渡が進学率高いわけです。それが大体40年ぐらいのところでは県のレベルが佐渡に追いついたということになります。大学進学率で見ますと、これも例えば昭和43年の統計で見ますと県が16.1%、佐渡が19.5%、もう佐渡の方が断然高いのでありますが、これがどんどんほかのところが高くなってきて、大体昭和の終わりから平成の5年ごろに逆転するというような統計が出ています。これにつきましては、学力向上ということは学校のまず取り組むべき課題でありますので、この統計見ましても、特に平成13年度から学習意欲向上事業というものを県から指定を受けて取り組んでおります。その結果としまして、統計の上からでも学力が向上しているということがもう既に前に報告してありますけれども、佐渡の今の学力というのは大体全国レベルぐらいにいておるといふふうに私思っています。

それから、もう一つ非常に大事なことは、きのうも小学校の校長会がありまして、ちょっとそこへ終わってから出たわけですが、かつて教育の島と言われたころ、学力確かに高かったし、高校進学率、大学進学率も県内ではトップクラスだったわけです。その結果、どういうことが起きてきたかといいますと、ど

んどん佐渡を離れて行って帰ってこない。私が今考えていることは、学力向上はもちろん第1の課題だと思っています。それと同時に、ふるさとの島のよさとかふるさとを大事にするという気持ちというようなものをあわせてそういう総合的な学力をつけてやりたい。そして、帰ってくるとは限りませんが、どこへ行ってその地域の再生のために頑張る、あるいはできれば佐渡へ帰ってきて佐渡のために頑張ると、こういう子供たちが必要なのではないかと私は思っております。したがって、人づくり事業にも力を入れておりますし、もちろん基礎学力といいます全国でやっております学力も今頑張っておりますし、向上しております。

5日制の問題ですが、これは法的問題もあって、公立の場合はなかなか難しいわけではありますが、法的にはできないわけではありますが、その前に私はやるべきことがあると思うのです。学力を向上させるということは、まず時間、それから場所の問題、これ統合を頑張っておるわけです。6日制にするというのは時間を延ばすということだと思います。それから、教員の質です。これについては、まだ時間の問題は、6日制というのは非常に法的に難しいわけですが、例えば式の後も授業をやるとか、最大限学校の時間の中で行うとか、あるいは夏休み中にサマースクールということで授業を行っている学校も今出てきております。そういうことで解決していきたいと思っているし、それからもう一つは一番は教員の質だと思っています。今3分の1が佐渡の人間で賄っていて、あと3分の2は島外にお願いしているわけです。来てもらっているわけです。したがって、そうなるとうかがうことが起きてくるかといいますと、いわゆる県が自由にできる6年間の教員、6年間県が、念書といまして、どこへ行けと言われてもはいというように、こういうことになっておるわけですが、そういう教員がどんどん入ってきます。こういう教員を佐渡が引き受けてしっかり研修してもらわなければならない。そのためにことし予算を、厳しい中から教育センターというものを立ち上げる、建物は無いのですけれども、そういうものを立ち上げてもらいました。こういうところで自由に教員が研修を互いに深める、あるいはOBあたりを使って研修をすると、こういうことで教員の質を高める、そういうことで学力の向上に一層励んでいきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 2回目の質問をいたします。

演壇で先ほど読み上げました統合計画は、私独自の調査で作成したものであります。検討委員会の統合案及び答申との相違点がありましたらご指摘をいただきたい。まず教育委員会から。

○議長（浜口鶴蔵君） 石瀬教育長。

○教育長（石瀬佳弘君） 今私お話ししましたように、23年、議員も同じように考えられたのだと思うのですが、実数をつかめる範囲でやると、それから各地区に学校を残すということになると、おおむねこういうことになるかと思いますが、ただ不確実な要素が幾つか入っています。一つは、中高一貫をどこにするかということは今県から言われております。それから、今これもやっぱり検討委員会で検討してもらっている最中ですが、これによって若干変わってくると思います。それから、特色ある学校として残したいというところが、これもまたおおむね3校というのですが、3校になるか4校になるか、この辺が今決めかねておるところであります。余り少なくなると特色ある学校もつくれないような実態になります

ので、これはその地区の人たちが地域おこしを頑張っていて、そういう特色ある学校をつくるような、そういう地域をつくってもらいたい。私たちは、やっぱり余り遠いところに通わせるのは心身の健康の上からも無理だろうということで考えるわけですが、そこの学校に10人以下というようなことになると、これはやっぱり学校としては置けないのではないかと。私の経験からも10人、もうちょっと私はレベルは高いのですけれども、その数になると私は学校としては機能しないのではないかなと、そういうようなことを考えておりますので、その辺の趨勢を見て最終的に決めたいと思っております。

以上です。

- 議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。
- 48番（近藤和義君） 社会福祉課、どうですか。
- 議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。
- 社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

保育園統合検討委員会の最終的なご意見として、先ほど議員が示したものにほぼ間違いないというふうになっております。

- 議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。
- 48番（近藤和義君） 熊谷課長に伺います。

去年6月の24日、7月の22日、9月の2日、9月の26日、4回検討委員会を開催しております。4回目の9月26日に統合案をまとめて、3日後の9月29日に市長に報告をされているようですが、先ほどの質問にもありましたが、その後半年、その間私たちの特別委員会でも何回も資料の開示を求めましたが、一回もそれに応じてもらえなかった。今回は、議会事務局を通して議長名で資料要求書を書いて出しましたが、何も提出をされていない、その理由は何ですか。

- 議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。
- 社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

昨年の秋の段階ではまだ教育委員会側の方とすり合わせといいたいでしょうか、昨年の10月段階では教育委員会側の方では幼稚園をどうするかということこれから検討したい、そういった問題もありまして、まだ最終的な教育委員会側とのいわゆるすり合わせといつか、調整といつか、そういう部分が残ってありました。それから、もちろんその後のいわゆる協議というものこれからになります。その議を経て、いずれ教育委員会側と同時に発表したいということでもあります。

- 議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。
- 48番（近藤和義君） 昨年の6月に次世代育成支援推進の協議会、25名の中から9人を抜いて、それであると職員が9人入って18人で立ち上げた検討委員会ですね。それは、市長に保育園の統合を検討してほしいということで諮問されて開いた検討委員会ですね。確認します。
- 議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。
- 社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

正式な市長から諮問という形ではありません。当時市議会の皆さん方から、あるいは市長の方からも統廃合せよと、検討せよというご意見がありました。そんなことを受けて、偶然といいたいでしょうか、たまたま16年度に25名の検討委員会がありましたので、そちらの方から、余り大勢で検討してもなかなか意見の

集約というのが難しいであろうと、その中から代表の9名の方、それから支所の担当課長9名と、18名の委員で検討してまいっております。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 今の答弁間違っていないですか。これは、自治法の第138条4項の執行機関の附属機関に入っているのですよ、法令で定められた。諮問を受けなくてやったのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

市長からの正式な諮問という形ではなくて、いわゆる検討せよというふうに私受けとめております。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） この附属機関は諮問機関です。いいですか。市長から諮問を受けて、それを18人で立ち上げた会議で受けたというのなら理解できますが、それもなしに福祉事務所長のまた私的な諮問機関でやったのか、課長本人の諮問としてやったのか、その辺もう一回聞かせてください。市長の諮問を受けて立ち上げた検討委員会なのかどうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

私の理解としましては、諮問というのは市長の方から文書をもって、これこれのことについてというふうになるのではなかろうかなということでありますので、私の方から、私というか、市長から正式な書面をもってという形ではありません。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） そうしますと、9月の29日に検討委員会の統合案が出て、3日後すぐに三役なり市長に報告をしたのは、諮問を受けていたから報告をしたのではないのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、私の方では正式な諮問というふうな形では受けとめておりませんが、4回の検討委員会の中であらかたこういう方向でいこうというご意見がまとまりましたので、市長、助役に、9月29日だったと思っておりますが、報告を申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 頼まれなくて勝手に任意で立ち上げて、公の公費を使って費弁なり報酬なり払って何回も会議をしたというのは、私は違法であると思うのです。そうではなくて、市長から正式に諮問を受けてやったのではないのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

市長からの指示というふうに思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 私は、今の答弁ではっきりしましたが、そのように感じていました。市長から諮問を受けて18人の検討委員会を立ち上げて、公のお金を使って会議を開いて統合案をまとめて、またまとま

った3日後に市長に報告をしているということで納得します。

そうしますと、課長はそのときの単なる事務局ですね。市長に統合案を出した、答申を出した時点で、もう後は理事者の判断になるわけです。それを半年間、私が何回も資料要求をしても、あなたは教育委員会とのすり合わせがあるから無理だとか、それから幼稚園の関係があると言って一切資料を出さない、そんな権限はあなたには全くないはずですよ、市長にはありますけれども、答申出しているから。どのように考えていますか。あなたの立場で、一職員が諮問機関に諮問をして答申をもらった事項に対して、あなたが全面的に全部資料をとめる権限ありますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） 先ほども申し上げましたが、教育委員会側とのすり合わせがあるという関係で私どもは今まで、今日まで参っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 理解は全くできません。一職員のあなたがこれだけ重要な案件を一人の権限で、議会にも市民にも情報を一切提供できない。提供をとめる、公開をとめる、そんな権限はあなたに何もないですよ。もう一回答ください。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

3日後に市長、助役に報告を申し上げて、その段階では、先ほど来申し上げますように、保育園ではこっちなだけけれども、小学校へ行った場合に分かれるようなケースがあるのかどうか、そういう関係があって、教育委員会の方とすり合わせをしてということで、市長、助役の指示を受けて、私は今日まで参っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） そこまでやるなら私も言います。では、あなたの立場で議会から正式に資料要求をされても、あなたの段階でとめていると言っていたではないですか。市長が、それはまだ早過ぎるから、公開できないと言うなら私は理解するのです。あなた個人で全部をとめていたではないですか。違いますか。そんな権限はあなたにないということを私は言いたいのです。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ただいまの件、正確に記憶はありませんでしたけれども、確かに9月に一回案が出ました。それで、ちょっと甘いのではないかとということで押し戻しました。そうしましたら、今度は例えば小学校の統合が出ないと、保育園は統合したけれども、それは今度小学校へ行ったら二つに分かれるということになると困るということで、小学校が出るまでこれは決めることはできぬなということの報告を記憶しています。では、しょうがないなということで、小学校が出るまで待とうというふうに大ざっぱに記憶しておるのですが、よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 任意の組織を立ち上げて、公費を費弁で払うのは違法です。正式な附属機関として市長の諮問機関ならば払えます。そうすると、あなたが教育委員会との打ち合わせをしなければ公開できないなんていう権限は全くなくて、全部市長権限に移るわけです。いずれにしても、あなたの今まで半年

間やってきた態度は、やり方は間違っています。本当に間違っていますよ。謝罪しますか。いつも門前払いなのです。そんな市町村どこにある。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） その組織の云々というのは、私もちょっとぴんとこぬのですが、そういうことで一度つくったのは私がちょっと見直さなさいという指示はしました。そうすると、かなり縮まった案になるわけなものだから、今度は小学校が、例えばまだはっきりしないのに、それが出てしまうということ、また小学校出てから本来やるべき話でもある。本当は並行してやらなければいかぬわけですが、所管が違うものだから、小学校が出てから、その確認をして、それでいいかどうか確認した方がいいよという話しました。組織が法的にどうかというのは、ちょっと今私の念頭にないので、これは答弁差し控えさせていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 諮問委員会で答申が出されて、今回のように半年も7カ月もその答申を秘密裏にしておくなんていうことは、今ほとんどないです。皇室典範の有識者の会議でさえ、国民からいろんな論議を呼ぶのに答申はすぐに発表する。市長だって、先月行革の推進委員会の答申は5年間で170人減少させると、職員を。すぐ新聞に載せるではないですか。何でこれだけをこんなに長いこと秘密にしておくのか。しかも、市民や議会から要求があっても一切受けない。答申は答申で表に出して、市民みんなで論議をしながら進めていく、そんな大仕事だと思うのです。あなた方だけで秘密裏に進めることなんかできないです。昔の旧町村、小さい市町村ならば、水面下で地区の有力者を9割方まとめて、それから方針を立ち上げるということをよくやりましたが、今はもうそんな時代ではないと思うのです。答申が出たら、その答申の重さは非常に重い。それは、自治法でもちゃんとされています。なるべくその答申を尊重するようにということで1項入っています。ですから、答申が出たらすぐ発表をしなければいけないのです。そんなにずっと隠匿しておく市町村なんか今ないです。どうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 子供たちの保育園や幼稚園から小学校、中学校、それぞれに一つの地域との絡んだ大きな流れがあるわけです。本来であれば並行してやらなければいかぬ。しかし、保育園として一つ出てきたと、ただ所管が違うものですから。でも、それは、さっき申し上げたように、保育園で一つに統合したと。つまりかなりきつい、このままではそんなにたくさんの保育園は維持できないよと、そういう意見を申し述べて、それではぎゅっと締まった案になると。そうすると、小学校が幾つあるのかがまだ出ていないのに、それをそれでは発表しても、それが本来の意味の正しい答申になるかどうかわからないものだから、それについては小学校に合わせて、下から幼稚園、保育園から小学校、それから高校は今度関係ありませんけれども、小学校、中学校と整合性のある案にして出した方が常識的ではないかなということで出ただけで、別に隠匿する理由もこちらにないわけなのです。そういう意味でご理解いただければ。ただ、それを出したからって、それは全然根拠、そんなこと言うてはおかしいのですが、一つの経年的な根拠がなくて出しても余り意味がないのではないかと。それによってまた修正を加えなければいかぬというのであれば、一緒に統合して出した方がいいという判断でそういうふうに表示しなかったのだろうというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 今の答弁はうそですよ。市長、知っているでしょう。教育委員会は、小中学校の統合を11月から12月にもう新聞紙上で発表していますよ。私の方で資料要求をすれば、詳しい資料まで全部出てきています。それを保育園だけが、熊谷課長だけが絶対出さないのですから、一枚も。そんなことはあり得ないでしょう。教育委員会との整合性を考えるならば、半年間何もしないで、私が聞いた限りでは教育委員会はもう既に地元との一部交渉に入っていると、進めているのです。何もしないで遊んでいたでしょう、この件に関しては。何もしていないでしょう、半年。違いますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

正直何もなかったと言われれば、このことに関しては私の方では、教育委員会側の方と接触はしてありますが、何もなかったと言われればそのとおりであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 教育委員会は、先に詳しいの出しているでしょう。新聞にも報道されましたし、我々が資料要求すれば詳しいの出ってくる。教育委員会動かぬから私動けなかった、でたらめですよ、そんな答弁。だめですよ。教育委員会は、もう動き出していたではないですか、去年のうちから。そんないいかげんな答弁だめですよ。

それと、在職中に波風立てぬようにというような考えもだめですよ、本当に。冗談かもわかりませんが。行政は引き継ぐのですから、やるだけのことをやって退職してくださいよ。そんな逃げばかりやっているのはだめですよ。

では、保育園の関係もう二、三いきます。保育園の民営化率、課長が12月の一般質問答弁で答えていましたが、国は51%、県が31%、佐渡が8%です。12月の定例会、同僚議員に答えて熊谷課長は、19年以降随時民営化に踏み切っていきたいと、先ほど議事録を確認しました。先ほどの統合計画の中では、民営化を何園にするということは何も触れていないのですが、課長は計画の段階で佐渡の保育園の民営化を何%ぐらいを目指そうと考えていますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

正直現時点で何%というのが理想とかなんとかというふうに私は今のところ思っておりません。といいますのは、19年度にスタートします西三川のデイサービスと保育園について指定管理者制度に出していきたい、それからもう一園ぐらい19年度スタンバイとして今新潟の法人の方と接触しております。その辺の様子を見きわめながらしていかないとということで、今現在私の方で3割とかあるいは5割とかというものは持ち合わせておりません。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） だから、半年間何もしていないというのですよ。民営化をする以外ないでしょう。どうしても僻地で民が入ってこれない場所だけ公がやっていくという基本的な方針を立てなければ、何もやっていないわけではないですか、結局。だから、私が言うのです。資料も出さない、統合にも改革にも踏み切れない、そんな立場できいたらげえのこと言ってもだめですよ、本当に。

文科省と厚生労働省は、幼保の一元化を進めています。現在全国で200カ所以上と聞いていますが、3種類あるのです。合築施設、同一の建物を使う、入り口も同じ。それから、併設施設、建物は同じだが、入り口は別。小木です。同一の敷地内、建物は別につくる、その3種類あるそうですが、先ほど説明しましたように、相川と佐和田、両津にも私立ありますが、幼稚園と保育園の一元化はどのように進めようと計画されますか。どっちでもいいです、市長。課長に計画あったら教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

今の段階で、まだ教育委員会側の方といろいろすり合わせというか、検討というか、まだそこまで至っておりません。

〔「市長、どうなんですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 私の方は、幼保一元化とかそういう技術的なことではなくて、総務課長に指示してあるのは、財政計画と、それから行政改革の計画が一体化しない。例えば人件費というか、人数が10年後まで、あるいは5年、10年とその差がある。その差をどこで解消するのかの計画を出しなさいと、こういう指示をしておりますので、それが例えば行政改革の方がおこなわれているということであればどれくらいおこなわれているのかと、それは幼保だけでカバーするのではなくて、どの配置でそれを解消していくのかという計画を出しなさいというふうな指示をしております。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 時間がなくなります。もう一回熊谷課長に聞きます。

熊谷課長は、16園プラス2園に目標を平成30年に持っています。現在330人保育園に職員がいます、臨時も含めて。330名を最終の目標の、今のベースでいいです、16プラス2園にした場合、何人削減できますか。そのぐらいの計画はお持ちでしょう。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

保育士と調理員合わせて54名ということです。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） でたらめな答弁しないでください。それは、第1期の25年までの削減数ではないですか。違いますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

74名ということです、最終的に。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） それでは、もう一つだけ聞きます。

あなたの持っている計画の中では、平成18年に1園を統合、19年に4園プラス1園へき地を統合の計画を持っていますね。その具体名を挙げてください。これが最後です。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

今この段階ではちょっと控えさせていただきたいと思います。

〔「持っているんですか。持っているなら挙げてください。本会議じゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○社会福祉課長（熊谷英男君） 控えさせていただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 市民みんなで考える統合ではないのですか。あなたの胸にしまっておいて、それでいいのですか。全くあなたの態度が理解できないですよ。

次にいきます。小中学校。統合時期については検討委員会の答申がなかったと聞いています。私は、ここ空白になっている場所ですが、小学校1期目は四、五年中に、教育長も課長も答えていましたが、まずは複式学級を解消することが大事だろうというふうに思います。だから、ここに16校、私の希望は入るべき、入れてほしい。それから、中学校は同じように2学級を目指すわけですから、9校を入れていただきたい。そうしないと、子供の教育にどうしてもおくれをとってしまうと思うのですが、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 鹿野学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（鹿野一雄君） お答えします。

統合、複式をなくすという意味で非常に厳しいのですけれども、私ども地元へ入りながら一生懸命努力して、そういう目標を立てて頑張っていきたいと、そのように今は考えております。今は委員会で審議しておる最中ですが、できるだけ複式をなくす方向で努力していきたい、このように思います。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 答弁でも一部触れていましたが、特色ある小学校、中学校です。小中学校の連携、先ほど答弁されていましたが、保育園、学童保育、デイサービスの併設や生涯学習施設の併設も先ほど触れていたように思いますが、具体的にどのように考えていますか。例えば私の表で見たように、10人以下がどうのこうのという教育長の答弁ありましたが、五、六人でも1校を独立させるのか、今言いましたようにいろんな施設と併用を考えていますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 石瀬教育長。

○教育長（石瀬佳弘君） 基本的には小中の連携校です。ただ、そこへいろんな、先ほどから出ておる福祉施設とか社会教育施設というものを一緒にするということはあり得ると。距離的に考えて、完全に子供たちの我々が考える距離を超えるのが内海府、それから高千、松ヶ崎、それからまともれば前浜地区ということですが、この辺、おおむね3あるいは4校というのはその辺のことで、それは基本的には小中連携校を考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 市長に伺います。

小中学校と保育園の統合は大仕事ですね。今の教育委員会、それから社会福祉課で対応できないと私は思うのです。だから、専門の部署が、とにかくここ四、五年でかなりの規模で進めなければいけないわけ

ですから、とても今の福祉課と教育委員会のメンバーでは無理だと思うのですが、市長はどのように考えますか。専門の部署を設けるつもりありますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 専門の部署がいいのか、今の組織の厚みをふやすのか、これはもうちょっと技術的な問題なので、実際今まで歴史上こういうことをやったことがだれもないのです。ですから、とんでもない作業になるのではないかという認識だけは一致しているので、よろしく。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 総務課長に伺います。

本庁の職員の増員数、70人という答弁をいただきました。おおむね2年をめどに水道課が真野へ行くということですね。真野は30人くらいですか、40人くらい。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今本庁の方に増員を70人予定をしております。できるだけ本庁の機能を高めたいということで調整してきたわけですが、結果として水道課、下水道課の部分につきましては30名程度、当面2年程度であります。真野支所の中に置いて、機動的な、効率的な役割を担っていただきたいというふうに考えております。

〔「何人真野へ行くのですか」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（齋藤英夫君） 30名余りです。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 12月定例会でも一般質問で申しましたが、順序が逆ではないですか。どうして箱物を先に用意して人間集めることを考えないのですか。泥棒を捕まえて縄をなうようなことばかりやっていますね。絶対順序が逆だと思うのですよ。入れる箱をつくって用意をして、人間を集めて効率を高める。分庁にすればまた効率が悪いでしょう。本庁機能なんかマイナスになりますよ。どうしてその簡単なことをあなた方はできないのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えいたします。

近藤議員おっしゃるとおりであります。しかしながら、今水道の関係につきましては、それぞれに少人数で業務を行っているというところがあります。そして、その設計等につきましても、それぞれの部署で行っているために、統一した設計になっていないというような話も聞いております。当然施設があって、そこに一定の業務ということがあれば理想だというふうに思います。しかしながら、業務として待てないという部分もありますので、当面の間、あくまでもそれは暫定であります。ある施設を有効に活用するというふうに考えたところあります。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 本庁機能を高めるために人間を集めるからすると、逆効果なことは私はすべきではない、もっと準備をしてから始めるべきという考えを持っていますが、もう来月のことですから、今さら箱物を建てろなんて言っても間に合わないわけで、どうも最初怒ったらずっと怒りっ放しなのだ。順序が

違うと思うのです。今後は、まだまだ本庁に人間を集めるかもわかりませんが、しっかりした箱物を用意して、そして職員を集めて機能を高めるという基本的な姿勢をちゃんと考えていただきたい。

先ほどの支所の統廃合の具体的な時期、通告しておきましたが、聞き漏らしましたので、もう一回お願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 明確にいつということはまだ決めておりません。ただ、支所の質の問題もあるので、名称との中身とはまた別のものだろうとっております。ことしから支所の機能の、かなり大幅に支所から人員が上がってきますので、その後支所にも回って地域の人とも話をしながら、もし職員で機能できないところはボランティア、ちらっと話ししましたけれども、OBとかの力もかりなければいかぬかもしれません。地域のそれなりのサービスが余りにも低下するということは当面避けなければいかぬではないかというふうに思っております。

〔「私が聞いているのは時期のめどを聞いているんです、内容じゃなくて」と
呼ぶ者あり〕

○市長（高野宏一郎君） まだ決まっております。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 市民の間でも、議会の中でも、支所問題は賛否があります。しかし、もうそろそろ決断の時期で、3年目になりますから、決断をしなければいけない、そういうふうには思っています。極力支所の機能を残して、別に支所を出張所にしなくてもいいと思うのです。ただ、二重構造で今までいろんな面で余計な時間とお金を使ってきましたから、効率をよくするために、支所の機能は極力残して統合していく。統廃合の方向にもう時期的には決めるべきだと思うのですが、今の答弁で何も決めていないということですから、いつまでもそんな態度では難しいなと私個人的には思いますが、市長はいつごろ決断をするつもりですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 先ほど申し上げましたように、10年に1回の大改革であります、合併というのは。そのとき、そのときに思わぬ事象も起きてくるわけですから、支所の意見あるいは地域の意見も聞いてからでないと決められません。一応合併というのは、10年間の一つの緩衝材といいますか、年月があるわけでありまして、その中身をどうするかということについては、さっき申し上げたように、行政改革と財政計画の中で実質出ていくお金のことは決めるわけですし、組織は機能が一番機能できるようにできるだけのことをやりながら進んでいくということになります。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 宅地の連檐の話に移ります。建設課長には私たちの会派の意向を伝えてありますので、詳しくわかると思うのですが、考え方を簡単に言いますと、今の国道と国道バイパスの間に余りにも距離的な開きがあり過ぎるわけです。その間に第2バイパス的なものを佐和田から吉井に向けて通す。そこへ上下水道を配備をしていく。今度ひらせいというのも建ちましたが、そうすれば国道の渋滞の緩和も図れるし、必ず宅地が建ってきます。そうすればおのずから田んぼだった固定資産税が宅地並みに取れるわけですから、税収も上がっていくというのが私たちの会派の考え方ですが、市長はどのように考

えていますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） なかなかいいアイデアだというふうに思います。それから、あそこはもう非常に渋滞しますので、その考え方に非常に賛成です。ただ、さっきちょっと話しましたけれども、今見直そうとする都市計画、それから今度今年度末までに出てくる調査の結果を見ながら、できるだけこれからは、病院がどこへできるかは別にして、あの辺の佐和田との緩和ですね、非常に車も多くなりますし、当然そこへ住宅需要も出てくるのではないかとは思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

それでは、両津支所の印刷室について伺います。決算委員会の報告が出されております。決算委員会では、特定の企業に毎年随意契約により委託契約をし、両津支所の文書室に無償で常駐をさせ、市の委託業務のみを行わせている、この委託契約の形態は早急に改善をする必要があると言っています。それから、私のところに届いた匿名の投書によりますと、両津の方だと思うのですが、仕事量は大幅に減少しているのに委託料は年々増額している。今の時代なら文書打ちや印刷は職員で十分できる。行政改革に逆行しているという内容でありました。調べてみましたら、平成16年、両津支所費として1,487万9,000円、平成17年は支所及び出張所費という科目で1,529万円、新年度予算は一般管理費という科目に変えて1,561万円、確かに年々増額をしていますが、これは総務課長になりますか、両津支所長になりますか、これに合った仕事量もふえているのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

この関係について、実態については両津の支所長の方からお答えを願いたいというふうには考えますが、印刷の実態等につきましては、合併前の旧両津市の印刷の件数等につきましては合併前の3カ年の平均、13、14、15の平均では75万枚程度でありました。16年度につきましては、79万枚という実績があるということで報告を受けております。また、17年度につきましては16年度の数字には到達はしないだろうと思っています。と申しますのは、16年度は合併によりましていろんな様式等についての受注があったから、約80万枚近くの数字になっているのだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 末武両津支所長。

○両津支所長（末武正義君） お答えいたします。

件数がふえてございます。17年度。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） もう一度伺います。これは、本庁に持ってきて、本庁中心に印刷物を扱う方が正しいのではないですか、もう一回答弁をください。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えいたします。

近藤議員の質問の中では、本庁に持ってきて効率的な活用というふうなご質問の趣旨かと思いますが、

この関係につきましては、それは仮にそうだとした場合、現状では今約12坪のスペースを両津支所内にとっておりまして、これがそのまま本庁の方にいったときに、そういった場所があるかとなりますと、職員の配置もぎゅうぎゅうの状態でありますので、物理的にそのことについてはちょっと無理だというふうを考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） すぐには無理ですけれども、本庁に持ってきた方がいいという意見なのですが、市長。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） この問題については認識しておりませんので、答弁ちょっと担当にかえさせていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 親松助役。

○助役（親松東一君） ご答弁申し上げます。

この印刷の業者につきましては経過がありまして、当時両津市の印刷あるいはタイプにつきましては、正職員が三、四人くらいで現在の事務室で作業をしておりました。ところが、いわゆる定員管理あるいは類団で職員が多過ぎるということで、この三、四人をカットするという方向で話が進んでまいりました。そのときに、では民間に委託しようという話になりましたが、当時民間の方は受け入れ手がないということでありました。そこに臨時職員として採用しまして、その臨時職員について委託をしようということになりましたが、個人の委託ではまずいということで法人をつくっていただきました。その法人をつくって、これ商法法人ですが、法人をつくっていただきましたが、法人はご存じのとおり営利が目的ですが、営利活動は一切してならぬと、役所の発注する仕事しかしてならぬと。そのかわりに事務室はただ貸せませよということで現在に至っております。そういう経過がありますので、特定の業者に委託するというようなことですが、経過が経過ですので、いわゆる業務につきましては他の営利活動を一切やらないというようなこともありますので、とりあえずはしようがないのではないかと。

それから、場所につきましては、先ほど総務課長が話をしましたとおり、できれば役所全体の仕事をしていた方がいいのだけれども、当面は場所がないということであそこで、先ほどの市長の答弁のとおり、当面は現状のままというようなことになろうかと思っております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 次いこうと思ったのですが、もうけてはならないということは、1,561万円の委託費はその3人のすべての人件費になるのですか。そういうことですか。そうすると、消耗品は佐渡市が持っている、官から。

〔「入っています」と呼ぶ者あり〕

○48番（近藤和義君） 入っているのですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○48番（近藤和義君） わかりました。

教育振興費、新年度予算で教育センターの事業330万というのが計上されていますが、これに対する説

明を願いたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 鹿野学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（鹿野一雄君） お答えします。

先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、施設としては持っておりませんが、教職員の研修をもう待ったなしでやらなければならぬということから、センター長を1人、それから指導主事を1人、センター長を週2日ぐらい、それから指導主事は3日ないし4日というぐらいで詰めてやってもらいたいということで予算をお願いをしております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） そういう趣旨なら、予算が多いのか少ないのかわかりませんが、ぜひとも進めていただきたい。

それで、教育問題、学力の問題でちょっと調べ物をインターネットでしてしましたら、T O S S、授業ライセンス検定というのがあるのだそうです。わかりますか。そこの代表の方、教師がどの程度のレベルかライセンスを取らせる、そういうシステムなのだそうですが、教師の半分が今力不足で十分な授業ができないというふうに言われているそうです。それで、十何級から1級までですか、教師を検定する制度がかなり盛り上がって、応募者も多いというような取り組みがされているようですから、後で見ていただきたいというふうに思います。

それから、1学級40人以上は2学級になると資料に書いてありました。すれすれ37人、39人の間で、ほかの市のちょっと仲間に聞いてみましたら、市単独で教師の予算をつけて配置をしている市も多いと聞くのですが、佐渡市は現状はどうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 石瀬教育長。

○教育長（石瀬佳弘君） ちょっと学力の問題についてですけれども、先ほど教師の力をつけるというようなことで教育センターありました。課長の説明のとおりなのですが、ちょっとつけ加えると、現在理科センターというのが、これは県で金を出して職員が2人おるのですが、それから視聴覚ライブラリー、あるいはこれ職員はいませんが、教科書センター、いつでも各社の教科書を全部見れるような、そういうものがあります。こういうところをいずれは教育センターとして1カ所に集めて、そこで教職員もちろんですが、市民も研修できると、こういうものをつくりたいというのが教育センター構想であります。一日も早く場所もできてほしいなと思っております。

それから、もう一つ、これは私かつて20市と言っておったのですが、都市教育長とか教育委員の会議がありまして、いつも肩身の狭い思いをしておったのは、先ほど議員がお話しになりました例えば41人になると2学級になるわけですが、40人だと1学級で、かつては私たち45人とか50人の学級もあるわけですが、今はいろんな状況の中で40人で1学級というのはやっぱり対応はなかなか難しい。そこで、補助教員という、正式なあれはないのですけれども、補助教員という制度をとりまして、必要に応じて、例えば算数であるとか数学であるとか英語であるとか、そういう場合は習熟度によって物すごく違うわけですが、習熟度別の学級を分けまして、そしてじっくり基礎からやるところ、あるいはどンドン、どンドンもう先へ進むというようなことで、チームティーチング、T Tというのですが、2人で1学級をやるとか、そういうこ

とで補助教員という制度がほとんどの、例えば類似でいうと長岡30人、これは大きいですからあれですけども、上越で30人、三条12人、柏崎19人、新発田12人、こういうことで補助教員が入っています。だから、この次はセンターをやっとつくっていただきましたので、この後は補助教員をぜひ、何名でもいいですから、入れていただいて、そして習熟度別授業というようなものが行われるようにしていただきたいなと、こんなことを次の課題として考えています。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 党首会談でも学力や教育問題に触れて習熟度教育が言われておりましたが、これについて市長はどのような見解をお持ちですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 専門家ではないので、ちょっと言及しかねますけれども、当然クラスの人数が多くなりますと1人の先生ではなかなか対応できないということも十分考えられますし、先生方の能力の問題もあると思うのです。そういう意味では、今までもたしか、制度としてあったかどうかはわかりませんが、小中学校では補助教員が前いたような気がするのですが、それについてはちょっと私も確認できません。そういう制度があった方がいいに決まっているわけです。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 週5日制の問題ですが、先ほどの答弁で教育長は、学校教育法で公立の学校は週6日制はできないような答弁だったと思うのですが、この法律は私は間違っていると思うのです。ですから、市長なり教育長なり会議の席で変えていく方に運動すべきというふうには私は思っています。

それと、全国でこういう手はまだ挙がっていないのですが、特区で週6日制が佐渡でできるかどうか、それも考えていくべきというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） これも既に教育委員会には話してあります。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） では、教育長の考えどうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 石瀬教育長。

○教育長（石瀬佳弘君） 私は、現場のときから5日制にしてほしいと言ったことは一度もないのですけれども、いわゆる世界情勢というか、経済界あたりの要請によって、これ学校現場というよりもそちらの方の要請が強かったのではないかと思うのです。それが今定着して、本当に初めは、こんな私的なことを言うとは申しわけないのですけれども、大体私たちは1週間丸々働いて、土曜日は午前で終わるものですから、土曜日昼飯でも食べて、残った事務整理を子供を帰してからしていくというようなサイクルで仕事をしておりました。だから、割合子供としっかり遊んだり対応できたというのが私たちの時代でした。しかし、5日制ですから、先生方も非常に多忙感にあります。ですけれども、これはせつかくいろんな工夫の中でそれが定着しておりますので、今すぐこれを6日制に特区としてやるということになると、また現場は混乱します。それから、先ほども申しましたように、佐渡の教員の3分の2は島外から来てもらっているわけですから、佐渡へ行って6日制、土曜日でも働かなければならぬということになると、これはちょっと佐

渡の教員の問題にもなりますので、私は今の制度の中で最大限努力したい。今センターの問題だとか、補助教員もぜひお願いして質を上げて、何とか学力向上のために頑張りたいと、このように考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 私的なことですが、私の子供も何か4月から中学校の先生やるらしくて、全く子供が子供を教えるようなことでいいのかなというふうに個人的には考えるので、ぜひそういう教師の教育をよくやっていただきたいというふうに思います。

他市の例、少し教育長も先ほど答弁でさわっていましたが、いろんなことを工夫してやっている市町村が多いのです。ちょっと例を挙げます。週6日にするために、法律の中で何ができるか。教師のボランティアならできるのです。やっているところたくさんあります。PTAからの謝礼で実施をしているところがあります。予備校の通信講座を教室で受けているところも二、三あります。地域の教師のOB有志で土曜教室を開催しているところがあります。修学旅行、遠足、家庭訪問を中止して、その日数を授業に取り込んでいるところもかなりあります。夏休み、冬休みの短縮、これも行われています。具体的にこのような例の中で、教育長は何に取り組んでみたらいいかと今お考えですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 石瀬教育長。

○教育長（石瀬佳弘君） 私は、基本的には余りぶれるべきではないかと思っているのです、学校教育は。今の制度の中で職員が精いっぱい働けるようにですね、先ほど申しました教育センターでしかかり研修するとか、あるいは補助金を入れて習熟度別をやるとか精いっぱい頑張っしてほしいと現場に思っています。すぐ土曜日をどうするかということは、今私の念頭にはありません。ただ自主的にやってるところはあります。先ほどもちょっと申しましたサマースクール。夏休み中に授業をやっているところもありますし、冬休みに行っているところもあります。それは、それぞれが学校の実態に合わせてですね、もう少し学力を上げなければならんということがはっきりしたときには、そういう目標に向かって学校が努力すべきものだ。教育委員会がこうすべきということとする性質のものではないと私は思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 世界の中で日本の学力がどんどん落ちていく。その落ちていく日本の中でも新潟県が低い。新潟県の中でも佐渡が最も低いということだけは避けなければならない。繰り返しになりますが、教育と医療はどんな不便なところでも標準のレベルにはどうしてもいきたいと考えていますので、よろしくお願いを申し上げて一般質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で近藤和義君の一般質問は終わりました。

これで一般質問はすべて終わりました。

ここで5分間休憩いたします。

午後 3時39分 休憩

午後 3時48分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開します。

日程第2 （総務文教常任委員会に付託した件）

議案第1号、議案第34号及び議案第35号、議案第43号、議案第49号、議案第52号から議案第55号まで

(厚生常任委員会に付託した件)

議案第44号から議案第46号まで、議案第51号、議案第56号

(建設常任委員会に付託した件)

議案第28号、議案第47号及び議案第48号、議案第50号、議案第57号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第2、これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、先議案件について委員長の報告を求めます。

葛西総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 葛西博之君登壇〕

○総務文教常任委員長（葛西博之君） それでは、総務文教常任委員会に付託されました案件のうち、先議案件について審査を終えておりますので、ご報告を申し上げます。

委員会審査報告。本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について）。本案は、この冬の記録的な大雪により、道路の除雪経費がかさみ、1月中旬以降の除雪経費の不足が見込まれたため、除雪費に1億4,000万円を追加したこと、及び昨年12月の落雷により、両津消防署の通信指令施設等が被災し、早急に原状復帰する必要が生じたことから2,052万円をあわせて予算措置したものであり、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億6,052万円を追加し、予算総額を514億7,119万3,000円とする予算を専決処分したものであります。

歳出における目的別の構成状況は、土木費1億4,000万円の増、消防費2,052万円の増となっております。その充当財源としては、地方交付税1億4,000万円の増、諸収入2,052万円の増となっております。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第34号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。本案は、今年20日に燕市、分水町及び吉田町が廃され、その区域をもって燕市が設置されることに伴い、地方自治法第286条第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により、新潟県市町村総合事務組合を組織している地方公共団体の数の減少及び規約の変更を行うことについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第35号 佐渡市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の制定について。本案は、今年度をもって、吉井連絡所を廃止し、平成18年4月1日から戸籍謄本の交付請求の受け付け及び引き渡し等の特定事務を吉井郵便局において取り扱わせるため、日本郵政公社信越支社長との協議により規約を定めることについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

議案第43号 平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について。本予算案は、既定の予算から歳

入歳出それぞれ14億8,234万4,000円を減額し、予算総額を499億8,884万9,000円とするものであります。

主な内容は、事業の確定及び諸経費の年度内所要見込額の算定に基づく事業費の増減と、市公民館及び両津小学校等の各公共施設のアスベスト除去経費に1億3,870万9,000円を予算計上するものであります。

総務費では、トキ環境整備基金に700万円を積み立て、民生費では老人保健特別会計に1,693万5,000円を、衛生費では簡易水道特別会計に2,794万7,000円をそれぞれ繰出金として予算計上するものであります。

このほか、土木費では県河川工事負担金として5,018万9,000円を追加計上するほか、平成17年度から平成19年度までの3年間で償還する予定の相川地区の高千保育所建設事業について、今年度の国の補正予算で3年分を一括償還するための財源措置があり、2,124万4,000円もあわせて予算計上するものであります。

歳出における目的別の主な構成状況は、民生費1億6,087万1,000円の減、衛生費2億4,602万1,000円の減、農林水産業費4億4,607万2,000円の減、災害復旧費3億5,871万円の減、その他となっております。その充当財源としては、市税3,299万3,000円の増、地方交付税3億2,085万5,000円の増、県支出金1億4,658万8,000円の減、繰入金14億3,144万7,000円の減、その他となっております。審査の結果、次の意見を付して、可決すべきものとして決定しました。

意見。総務文教常任委員会。減額補正及び繰越明許費については、その額の多さについて昨年も指摘したところである。必要な予算を要求し措置したにもかかわらず年度内に執行できなかったことは、執行部の強いリーダーシップが発揮されなかったことにも大きな責任があるものと思料される。トップマネジメントの強化と事務事業評価制度を早期に導入するなど、行政サービスの停滞をなくすよう強く要望する。

議案第49号 平成17年度佐渡市土地取得特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の予算から歳入歳出それぞれ3億1,991万7,000円を減額し、予算総額を1,181万8,000円とするもので、その主な内容は公共用地先行取得事業費を減額するものであります。審査の結果、次の意見を付して、可決すべきものとして決定しました。

意見。総務文教常任委員会。本予算における公共用地先行取得事業関係経費3億2,000万円の減額については、県営の漁港修築事業が遅々として進捗していないために、長年にわたり予算計上と減額補正を繰り返している。事業の進捗には、今後多額の予算の投入が必要であり、国や県との協議を積極的に行い、計画的な予算計上を行うべきと指摘する。

議案第52号 平成17年度佐渡市五十里財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、前年度繰越金が確定したことにより、既定の予算から歳入歳出それぞれ1万円を減額し、予算総額を71万円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第53号 平成17年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、前年度繰越金が確定したこと及び財産収入の増により、財源内訳の組み替えを行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第54号 平成17年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、受託事業収入の減等により、既定の予算から歳入歳出それぞれ131万3,000円を減額し、予算総額を570万1,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第55号 平成17年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、前年度繰越金及び造林事業費が確定したことにより、財源内訳の補正を行うものであります。審査の結果、原案

どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。よろしくご賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第35号を除く先議案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第35号について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

本案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、厚生常任委員会に付託した案件のうち、先議案件について委員長の報告を求めます。

熊谷厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長 熊谷 実君登壇〕

○厚生常任委員長（熊谷 実君） 委員会審査報告。本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第44号 平成17年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について。本案は、国庫支出金等の増額により、既定の予算に歳入歳出それぞれ3億4,645万1,000円を追加し、予算総額を67億9,601万5,000円とするものであります。歳入予算では、国庫支出金を2億4,172万8,000円の増額、共同事業交付金を7,606万3,000円の増額等とし、歳出予算では保険給付費を6,180万円の増額、老人保健拠出金を9,259万1,000円の減額、予備費を3億7,102万7,000円の増額等とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第45号 平成17年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第4号）について。本案は、医療諸費の増額等により、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億8,002万円を追加し、予算総額を94億2,149万3,000円とするものであります。歳入予算では、支払基金交付金を6,611万6,000円の増額、国庫支出金を8,777万7,000円の増額等とし、歳出予算では医療諸費を1億3,049万8,000円の増額、諸支出金を5,080万4,000円の増額等とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第46号 平成17年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）について。本案は、決算見込みの

算定に基づき、既定の予算から歳入歳出それぞれ1億2,472万9,000円を減額し、予算総額を53億860万3,000円とするものであります。歳入予算では、国庫支出金を3,054万7,000円の減額、支払基金交付金を3,758万6,000円の減額、繰入金を3,746万4,000円の減額等とし、歳出予算では保険給付費を1億1,745万7,000円の減額等とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第51号 平成17年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第4号）について。本案は、既定の予算から歳入歳出それぞれ533万円を減額し、予算の総額を4億6,339万5,000円とするものであります。歳入予算では繰入金を400万円の減額等とし、歳出予算では特別養護老人ホーム費を495万9,000円の減額等とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第56号 平成17年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について。本案は、平成17年度実績見込みに基づき、収益的収支において収入を1億143万8,000円増額し、収益的収入の累計予算額を30億8,444万円とし、支出については材料費等の経費を2,403万6,000円増額し、収益的支出の累計予算額を32億5,468万5,000円とするものであります。

一方、資本的収支においては、収入では建設改良費等の実績見込みによる一般会計からの出資金の減額などで170万円減額し、資本的収入の累計予算額を2億1,869万5,000円とし、支出については建設改良費を655万6,000円減額し、資本的支出の累計予算額を2億3,292万9,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより厚生常任委員会に付託した案件のうち、先議案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、建設常任委員会に付託した案件のうち、先議案件について委員長の報告を求めます。

佐藤建設常任委員長。

〔建設常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○建設常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第28号 佐渡市農業集落排水事業市債償還準備基金条例の制定について。本案は、佐渡市農業集落排水事業の実施において、起債償還額の財源の一部として充てるために新潟県から交付を受けている新潟県農業集落排水整備事業起債償還補助金を、当年度の起債償還額に差額がある場合については基金として

積み、後年度の起債償還額の財源に充てることを目的として、基金の設置に必要な条例の制定を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第47号 平成17年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の予算から歳入歳出それぞれ1億5,357万円を減額し、予算総額を24億1,177万9,000円とするもので、その主な内容は、歳出では建設改良費を1億5,470万1,000円、歳入では市債を1億5,020万円減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第48号 平成17年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の予算から歳入歳出それぞれ3,174万8,000円を減額し、予算総額を67億904万円とするもので、その主な内容は、歳出では下水道建設費を3,183万円、歳入では市債を1億310万円減額し、繰越金を4,355万2,000円増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第50号 平成17年度佐渡市宅地造成特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、平成16年度決算で繰越金が確定したことにより、既定の予算に歳入歳出それぞれ2万1,000円を追加し、予算総額を892万1,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第57号 平成17年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）について。本予算案は、収益的収入及び支出について、収入の既決予定額を1億3,627万9,000円減額し、総額を11億1,772万1,000円とし、支出においては既決予定額を1億2,737万3,000円減額し、総額を11億331万4,000円とするものであります。また、資本的収入及び支出については、収入の既決予定額8,745万4,000円増額し、総額を6億8,125万4,000円とし、支出においては既決予定額を8,722万7,000円増額し、総額を10億9,995万9,000円とするものであります。

主な内容は、事業の実績見込みによるものと、収益的収入の仮設等補償費及び資本的収入の補償金を資本的収入の工事負担金に統一したことによるもので、収益的収入では営業収益1億4,243万9,000円の減、収益的支出では営業費用1億3,567万7,000円の減であります。資本的収入では工事負担金2億6,849万8,000円の増、補償金1億3,297万8,000円の減、資本的支出では建設改良費9,139万3,000円の増であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより建設常任委員会に付託した案件のうち、先議案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第3 発議案第1号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第3、発議案第1号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

猪俣文彦君。

〔40番 猪股文彦君登壇〕

○40番（猪股文彦君）

発議案第1号

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年3月10日

提出者	佐渡市議会議員	猪俣文彦
賛成者	〃	石塚一雄
〃	〃	稲辺茂樹
〃	〃	小田純一
〃	〃	大桃一浩
〃	〃	金子克己
〃	〃	近藤和義
〃	〃	祝優雄

内容について概略ご説明申し上げますと、行政組織の部制施行に合わせ、4月1日から行われるわけですが、各常任委員会の所管を新設される部を単位としたものに改めることを主な内容とするものであります。

これにつきましては各派会議において何度もご協議いただき、そして議運から提出するということになりました。3ページ目にありますように、現在総務文教常任委員会であったものが総務常任委員会、厚生常任委員会とあったものが市民厚生常任委員会、産業経済常任委員会はそのまま産業経済常任委員会、建設常任委員会は建設文教常任委員会となるのが主なものであります。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐渡市議会委員会条例（平成16年佐渡市条例第328号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

（1）総務常任委員会 15人

議会事務局、総務部、企画財政部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び消防本部の所管に属する事項並びに一般会計予算に関する事項及び他の常任委員会の所管に属さない事項

（2）市民厚生常任委員会 15人

市民環境部、福祉保健部及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項に関する事項

(3) 産業経済常任委員会 15人

産業観光部及び農業委員会の所管に属する事項

(4) 建設文教常任委員会 15人

建設部及び教育委員会の所管に属する事項

第4条第3項を削る。

第14条中「議会」を「議長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の佐渡市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定による常任委員会の委員で次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員であるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の佐渡市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定による常任委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は旧条例の規定による常任委員会の委員の残任期間とする。

総務文教常任委員会	総務常任委員会
厚生常任委員会	市民厚生常任委員会
産業経済常任委員会	産業経済常任委員会
建設常任委員会	建設文教常任委員会

- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による常任委員会において審査又は調査中の事件は、新条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に、それぞれ付託されたものとみなす。

○議長（浜口鶴蔵君） これより発議案第1号についての質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

発議案第1号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

日程第4 議案第78号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第4、議案第78号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第78号についてご説明いたします。

佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は、介護保険法の改正を受け、新たに策定した平成18年度からの本市の介護保険事業計画及び介護保険法施行令の改正に伴い、平成18年度から平成20年度までの第1号被保険者の保険料率等を改正するものであります。

新しい保険料は、本市の高齢化による要介護者、要支援者の増加並びに施設整備等に伴い介護給付費が増加する見込みのため、基準額の月額換算で3,300円と前年度の保険料より800円引き上げとなるものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） これより議案第78号についての質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第78号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第78号については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり厚生常任委員会に付託します。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 4時15分 散会